

## 平成28年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 2 番 星 宏子議員
1. 子育て世帯支援について
  2. スクールソーシャルワーカーの今後の活用について
  3. 消費者教育の充実について
  4. 障害者スポーツの振興について
- 23番 平山啓子議員
1. 防災について
  2. 「あいサポート運動」について
  3. 高齢者就労支援について
- 4 番 齊藤誠之議員
1. 那須塩原市保育園整備計画（後期計画）について
  2. 市営住宅指定管理業務について
  3. 小規模企業振興基本法に伴う、本市の対応について
- 11番 高久好一議員
1. 新市長の政治姿勢について
  2. 国保税の引き下げについて
  3. 定住促進について
  4. 本市の水道料金について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画政策課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	菊池敏雄	財政課長	中山雅彦
生活環境部長	渡邊秀樹	環境管理課長	臼井一之
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	菊地富士夫
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	石塚昌章
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	印南良夫
建設部長	君島勝	都市計画課長	稲見一美
上下水道部長	八木澤秀	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	会田裕司
農業委員会事務局長	川嶋勇一	西那須野支所長	関谷正徳

塩原支所長 赤 井 清 宏

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 阿久津 誠

課長補佐兼  
議事調査係長 増 田 健 造

議事調査係 長 岡 栄 治

議事課長 大 武 利 幸

議事調査係 伊 藤 靖

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◇

◎開議の宣告

- 議長（中村芳隆議員） おはようございます。
- 散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は25名であります。
- 19番、若松東征議員より遅刻する旨の届け出があります。

◇

◎発言の訂正

- 議長（中村芳隆議員） ここで教育部長より発言があります。
- 教育部長。
- 教育部長（伴内照和） 昨日の相馬剛議員の市政一般質問のスポーツ振興基本計画の中で、私の答弁の中で、次期計画について10年間というようなお話をさせていただきました。内容を整理しまして、5年間のローリングでいく考えでありますので、ご訂正をいただければと思います。よろしくお願ひします。

◇

◎議事日程の報告

- 議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇

◎市政一般質問

- 議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。
- 質問通告者に対し順次発言を許します。

◇ 星 宏 子 議員

- 議長（中村芳隆議員） 初めに、2番、星宏子議員。

- 2番（星 宏子議員） おはようございます。

議席番号2番、公明クラブ、星宏子です。

通告に従い市政一般質問を始めます。

1、子育て世帯支援について。

平成27年に策定した那須塩原市子ども・子育て未来プラン。基本理念は「親と子が育ちあい 健やかにふれあえるまち なすしおばら」です。子ども・子育てをめぐる本市の現状として、未就学児と小学生の平成27年度から31年度までの人口推移を見ると減少傾向となり、ゼロ歳児は5年間で68人減少することが見込まれていると記載されています。

ひとり親世帯、6人に1人と言われている貧困世帯、ほかに支援を必要とする子育て世帯のサポートを強化することは、定住促進の推進力となり、人口減少の歯どめとなると考えます。

子育てが、孤立の「孤」と書きますが、「孤育て」となることにより育児ストレスがたまってしまったり、フルで働いているため、毎回、子どもの送迎にファミリーサポートを依頼すると費用がかさみ利用をためらってしまうといったことも聞かれています。

子育て世帯へ地域で見守りを行ったり、家庭と地域との連携体制を整えたり、また会員同士が助け合うファミリーサポートセンターをさらに利用しやすくすることは、「健やかにふれあえるまち」をつくる上で重要と考え、以下について伺います。

(1)ファミリーサポートの利用は保育施設や学校

等の送迎が多く、生活保護世帯や準要保護世帯は複数回依頼すると家計に大きく影響します。利用しやすくするために補助金の導入をする考えがあるかお伺いします。

(2)育児に悩む家庭に対して、ボランティアによる親への傾聴活動や地域連携によるアウトリーチ型支援体制づくりについて市の考えをお伺いします。

(3)生活保護受給世帯のシングルマザーへの支援についてお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） おはようございます。

2番、星宏子議員の質問にお答えをいたします。

まず、1の子育て支援について順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)のファミリーサポートセンターの利用料金に係る補助金の導入についてお答えをいたします。

現在、ファミリーサポートセンターはNPO法人に運営を委託しておりますが、平成28年度末で委託契約が終了いたします。このため、平成29年度以降の新たな契約に向け、委託内容等の見直しを行う中で検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の育児に悩む家庭に対するボランティアによる親への傾聴活動や地域連携によるアウトリーチ型支援体制づくりについてお答えをいたします。

ご質問のアウトリーチ型の支援体制とは、一般的に福祉等の分野で支援機関が手を差し伸べ支援を届ける取り組みであり、困難を抱えながらも支援が必要であることを自覚していない方や、相談するすべを持たない方などの潜在的なニーズとつながる手法として効果があると言われております。

本市においても、その手法の一つとして子育て家庭への訪問型家庭支援を行っております。家庭相談員が気になる家庭を訪問し、傾聴することを基本に話し相手になりながら見守りをしており、その結果、保護者の子育てに対する自信の回復や各支援制度につなげる橋渡しをしております。

また、地域との連携については民生委員に見守りなどをお願いしているケースもあり、現在の体制の中で対応していくことが望ましいと考えております。

最後に、(3)の生活保護受給世帯のシングルマザーへの支援についてお答えをいたします。

本市における生活保護受給世帯を含めたひとり親家庭への支援事業といたしましては、児童扶養手当ひとり親家庭医療費助成事業、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、母子・父子自立支援プログラム事業などがございます。いずれの事業につきましても、就労しみずから収入を得て自立していけることを目標に支援をしております。

ひとり親の多くは就労しながら子育てに奮闘しておりますが、ひとりで頑張り過ぎるために子育ての心配事や不安を相談できないことで子どもたちに影響が出るのが懸念されます。そこで、子ども・子育て総合センターでは、母子・父子自立支援員や家庭相談員が相談体制を整え、支援の充実を図っております。

答弁といたします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、順番に従いまして再質問をさせていただきます。

ファミリーサポートセンターの補助に関しては、29年度以降の新たな契約に向けて検討したいというご返答をいただきました。

補助金はとても大切となります。生活に困った

り出費を抑えるために、例えば困窮している家庭がファミサポを退会してしまったり利用しなくなってしまうと、かかわる人が少なくなってしまうと、そのご家族に対して。

今の社会情勢を見ますと、貧困から来る虐待も少なくはありません。ファミリーサポートを利用することで気分転換をしてストレス解消になったり、そういったことをご利用いただいている方もいらっしゃると思うんですが、いらいらを子どもにぶつけることも少なくなってきました。

この補助金というものは、親への補助ではなく子どもへの直接の補助になりますので、お金の切れ目が縁の切れ目とならないように、しっかりとこういった中で踏まえながら検討していただければと思います。

続きまして、(2)番のアウトリーチ型支援についての再質問になりますが、家庭相談員さんが気になる家庭に訪問をしてという返答をいただきましたが、家庭相談員さんの現在の人数と、あと、ここにかかわるための子どもの年齢制限とかがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、家庭相談員ということで、所管であります私のほうから回答させていただきます。

現在の家庭相談員の人数ですが、5人となっております。年齢制限があるかというところなんですけれども、子どもというくくりの中で家庭相談員がアウトリーチしているというケースもありますが、当然、子ども・子育て総合センターでは母子・父子のほうの相談員もおりまして、そういう相談員と協力しながら、例えばDVとか虐待とか、子どもさんに直接かかわらないところも含めて相談を受けておりますので、広く市民の方々の相談

を受けているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 今、家庭相談員さん5人のほかに母子・父子相談員さんがいらっしゃるということでお答えいただいたのですが、そのケースによってさまざま問題もあると思うんですけども、例えばそういう問題があるご家庭に対して、ちょっと支援が必要だなというご家庭に対して何回ぐらい、そういった5人体制の中で訪問できるのかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 何回ぐらいと、それぞれのケースによって違ってきます。先ほど私、母子・父子相談員と申し上げましたが、ごめんなさい、正確には母子・父子自立支援員という名称でございます。

実績で対応する件数としますと、例えば25年度が延べで1,306件、26年度が1,404件、28年度は、実際のところ現状で伸びておりますので、このままの伸びでいくと大体2,200件という予想はしております。

相談の実人数ということになりますと428人ということですので、5人の家庭相談員で割ると1人当たり86人の方々と接して、大体1人当たり5回ずつぐらいですかね。延べということなので一概には、すぐ問題が解決する方もいらっしゃるし継続してかかわっていく方もおりますので、単純な割り切り方はできないんですけども、そういう形でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ケースによってさまざまだとは思いますが。やはり相談件数も今聞いたところでも2,200件はいくのではないかとということで、

年々伸びているということも、相談員さんは大変な中で1件1件のそういう困難なご家庭に対して相談を受けていらっしゃるということがわかりました、ありがとうございます。

もう一つ、気になる家庭に対して訪問しているということだったんですけれども、その気になる家庭というものはどういった形で把握をされているのか。本人から困っているのを助けてくださいというふうな形で相談になるのか、それとも乳幼児健診のときにちょっと保育士さんといいますかそういった方が気がつくのか、または子育てサロンなのか、幼稚園、保育園、託児所からのご依頼になるのか、その把握方法としてはどういった形になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今、議員おっしゃっていただいたように、あらゆるケースでかかわりができております。当然いろんな施設から、保育施設等からのちょっとした気になるところがあるという情報もありますし、子どもさんの健診のときに気がついてというのもありますし、あとご本人のほうからヘルプというお声がかかって相談したいということがかかわっていくというのがありますので、いろんなケースがあるということでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） あとは、地域との連携につきましても、民生委員さんにも見守りをお願いしているケースもあるというご答弁でしたが、民生委員さんは高齢者の方も含めての対応になると思います。今後ますます見守りの必要な高齢者の方もふえてくるということを考えますと、子育て世代までの対応もできるのかどうか。今おっしゃ

ってくださった件数を見てもかなりの件数ふえているという部分を踏まえると、対応できるのかなという部分を感じたので、ご質問いたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほどの答弁の中で、市長の答弁の中で、民生委員の方々にもご協力いただいているというのは、具体的にそういう組織として動いていただいているということではなくて、地域の見守りを当然民生委員の方々には高齢者の方々も含めてやっていただいているので、気になる家庭とか気になる方がいらっしゃるという中で情報をいただいたりとか、そういうところでご協力いただいているということでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解いたしました。

本市は離婚率もまた高いです。虐待の相談件数も年々増加していると前回の定例会で平山議員の質問に対して答弁がありましたが、要は、先ほどのご答弁の中では現在の体制の中での対応が望ましいというお答えでしたけれども、実際のところ、5人の家庭相談員さん、母子・父子自立支援相談員さん、プラス民生委員さんには情報提供ということでお答えいただきましたが、対応し切れるものなのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 現在の人数で対応できるかというところなんですけれども、当然、先ほどの自立支援員とか家庭相談員だけで活動しているわけではございません。いろいろなケースごとに、県の児童相談所のほうと連携して活動をしたり、当然、市の保健師もかかわったり、あと

は妊産婦のほうにかかわる母子推進員さんとか、  
いろんな方が困り感を抱えている家庭の方とかか  
わっておりますので、現在の体制でいきたいと考  
えております。

家庭相談員につきましては、来年度の予算で1  
名の増員をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解いたしました。

来年1名ふえるということで、また、さまざま  
な行政機関とのそういった連携もできているとい  
うことでお伺いをいたしました。

また、ちょっと変わるのですが、例えば子育て  
に関する悩みとか相談事というのは、窓口という  
のはかなり整備もされていますし、さまざまな相  
談窓口も整っていると思うんですけども、今度、  
子どものこととしての悩みというよりも母親自身  
の悩みを傾聴するような、そういったシステムが  
あるのかどうかお伺いしたいんです。

これというの、自分自身に例えばトラウマだ  
ったりとか悩みが根底にあるために育児に自信が  
持てずにさらに悩んでしまうケースもありますの  
で、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 当然、いろんなご  
相談の中には子どもに関するものではなくてその  
保護者の方、母親・父親、両方の方々からの、今、  
議員がおっしゃったトラウマとか子育てに自信が  
ないとか、自分自身にちょっと自信がないとか、  
いろんな悩みを抱えている方が実際いらっしゃい  
ます。

そういう方につきましては、今の体制の中で、  
子ども・子育て総合センターの中で、子どもを持  
っていらっしゃらない方の相談についても受けて

いますし、あとは直接ご相談を受けられないとき  
にはこういう相談機関があるというご紹介もして  
おりますので、そういった形で対応はさせていただ  
いているところです。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 子ども・子育てセンター  
のほうでも悩みのほうは受け付けてくださってい  
るということなんですけれども、外に出てそうい  
うところに電話をして相談できる方はまだいいと  
思うんです。

本当にこもってしまって悩んでしまって引きこ  
もり状態でどこに相談していいかわからない、  
そういった方、ご家庭に対して、または、行政の  
支援、こういうのがありますよと言っても、いや  
いや、私はそういうのは結構ですと、絶対支援が  
必要なのになと思って拒んでしまう家庭へのア  
プローチなどは、どういった形でアプローチをし  
ているのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） アプローチの方法  
がなかなか困難であるという方々、例えば行政の  
支援を拒む方々も実際いらっしゃいますし、それ  
は母子・父子とかに限らず全ての状況であるかと  
思います。ですので、そういうことも含めまして、  
ご本人とどういう形で接していけるかというのは  
日々職員のほうも考えながら、いろんな研修を積  
みながらやっているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） よくわかりました。

アウトリーチ型の支援というのは、そのような  
やはりなかなか外に出るのが困難といった方々に  
対する支援という面ではとても有効だと思いまし

て、先ほど質問をいたしました。5人とか、1人人数がふえて6人の家庭相談員さん、また民生委員さんのみにその部分を頼るというのもやはり大変な作業になってくるのではないかと思います。

例えばファミリーサポートさんはアウトリーチ型はやっていないんですけれども、そことかかわったりとか、ボランティアさんとか、また地域の見守りのネットワークさんを、そういった民間同士での横の連携、ネットワークをつくる必要もあるのではないかなと考えますが、そういった考えはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 現在のところ、先ほど市長のほうから答弁させていただいたように、現状の体制の中でカバーしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） やはり支援する人の輪を広げて、かかわる人が多いほうが子どもの健全な育成のためにメリットにつながる場合も多いと思います。ボランティアとか地域の方の支援ならば、例えばご相談したいわといった方に対しても利用者負担という部分ではお金はかからないことですし、また心配することなく、行政というよりも逆に地域の方のほう知っている、知っている近所のおじさん、おばさんとかに話ができるかどうかは別としましても、肩書のないフラットな関係でお話ができるという部分では、ボランティアさんとかそういった地域の方との連携というのはこれから大切になってくるのではないかと思います。

また、ぜひそういった横の連携という部分では、現在の体制の中で対応していくという重ねての答弁がありましたけれども、そういったネットワー

クの構築というものも一つ考えていただいて、その推進をお願いしたいと思います。

続きまして、(3)生活保護受給者のシングルマザーへの支援に関しての再質問になりますが、先ほど支援事業としまして、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業とひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、母子・父子自立支援プログラム事業と3つの事業がありましたけれども、ざっくりでいいんですが、これら3つの事業の違いというものがあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） ではまず、事業の違いということですので、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業についてご説明いたします。自立を目指し就職に結びつく資格や技能を身につけるため指定の講座を受講した場合に、受講料の4割程度、上限・下限がありますけれども、支給される制度でございまして、事前の申請が必要であると。あと、また所得の制限もございまして。

それから、ひとり親家庭職業訓練促進給付金事業というものにつきましては、資格の取得のために2年以上の養成訓練を受講する場合に、生活負担を軽減するために訓練促進費を支給するものでございます。資格取得をする対象になるものについては、看護師、介護福祉士、保育士になります。月額10万円です。当然のことながら事前の相談をいただいて所得の制限もございまして。平成27年度の対象者は、2年目の方が1人、1年目の方が4人になっております。

それから、母子・父子自立支援プログラム事業というところですが、働き方とか職を求める方法が具体的にわからないという方々に対しまして、相談を受けながら一緒に自立支援のためのプログラムを作成してそれを進めていくと、最終的には

自立につなげていただくという形で、今年度、現在のところ対象者が44人となっております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） そうした自立支援事業を受けたことにより自立できた方もいらっしゃるということでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 当然いろんな制度を使って自立していただいている方がいらっしゃいます。特に高等職業訓練促進のほうでは、看護師さんとかそういう資格を取られて職につかれるという方もいると聞いております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） そうしたさまざまな自立支援のプログラムや事業を通して、自立することを目標としてそういった支援があることもわかりましたが、例えば健康でも就活とか就業もしないで、やっぱりそういう事業を受けられないわという家庭もあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） こちらの事業の対象となる一番最後に申し上げた自立支援のプログラムというのは、特に資格とか制限とかというのはございませんので、ご相談の中で対応していております。

実際には、ひとり親になるというときにどうしたらいいかわからないということで子ども・子育て総合センターのほうを訪問していただく方もございますし、ひとり親の方々こういう制度があるよということで制度のご紹介もしておりますので、ちょっとハードルが高くてそちらの給付金の

ほうの事業は受けられないわという方につきましては、先ほど1回目の市長の答弁で申し上げたように、ひとり親に対するいろんな制度がございますので、そういう制度を紹介しながら一人一人のケースに沿ったご相談を受けております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） わかりました。さまざま相談の上で、ご本人に一番いいもので支援をしていただいているということで理解しました。

また、自立支援へのアプローチというのはさまざまありますけれども、例えば体を壊して働けないという方、先ほどは健康な場合はということでお伺いしたんですけれども、逆に体を壊して働けなくて困っているという人への支援とか、特にやっぱりメンタルでの部分のサポートが必要になってくるのではないかと思うんですけれども、そういったことへの支援があるかどうかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 体を壊していらっしゃる方とかメンタルの面で不安を抱えていらっしゃるという方につきましては、直接子ども・子育て総合センターのほうでそのままかわり続けるということではなくて、ほかの、そういった方々にも使っていただけるような制度のご紹介をしたり、相談機関につなげたりはしております。体調面で不安があるという方につきましては、先ほど申し上げましたようにひとり親の医療費助成の制度等もございますし、いろんな形で制度のご案内をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解いたしました。

それでは、さまざまな支援と申しますか、今後  
もやはり一人一人の対応に沿ってという、家庭  
の事情とかさまざまな環境の違いとかもあります  
し、そこに即したような形での支援というのはと  
ても大変なことになってくるのではないかと思  
うんですが、そういったことへのサポートがやは  
り必要ではないかと思ひまして子育て世帯支援の  
質問をさせていただきました。

なぜアウトリーチ型支援や母親自身へのサポ  
ートが必要になってくるかという、県の臨床心理  
士会の副会長の小林順子先生が平成26年12月に下  
野新聞に掲載された内容もあったので質問させて  
いただいたんですけども、紹介させていただきます  
と、これはフランスの子育てに学ぶというこ  
とで紹介をされています。

ここでは、やはりフランスも少子化が進みまし  
て、これから先、国をどういうふうに進めてい  
たらいいのかという、そういった激論が行われて  
いたときに、精神分析家のレポビッシという方が  
お母さんたちに3年間の有給休暇を与えようと提  
言をしたんですが、当時の議長は、そんなことで  
きるわけがないと大反対をされました。しかし、  
レポビッシは、それをやることによってフランス  
の精神障害者の予防になるからそれは逆に安上が  
りなことだと叫んで説得をしたということで、フ  
ランスはそこからやはり、一時期1.66まで落ち込  
んでいた出生率が今は2.01人から2.03人まで回復  
をしてきているということもあります。

また、子どもの発達・発育とお母さんの感情に  
は深い関係がある。特に出産直後のお母さんが非  
常に幸せだと子どもへの影響はその後16年たっ  
ても、思春期ごろまで続いていく。また、父親との  
関係、世代を超えた女同士の関係、家族との関係、  
近隣との関係が母親の心理に影響し、それが子  
どもの社会的能力や心理社会的な発達に影響するこ

とが科学的に裏づけられている。妊娠・出産期  
のお母さんたちを支えることがその子の一生を決  
めるのに非常に大事なことである。

日本でも、赤ちゃんが生まれたら本人たちの希  
望によって必要な支援が受けられるような柔軟で  
具体的な、専門性の高い施策が必要だと思うとい  
うことで紹介をされていました。

赤ちゃんに限らず、やはりお母さんにこうい  
った支援が必要、例えば引きこもってしまって悩  
んでいるお母さんに対してアウトリーチ型の支援は  
どうですかということで質問させていただきました  
が、そこからまた支援の輪が広がり外に出る気  
になる、そういったことでの救いになれば、さら  
に子育てしやすい那須塩原市になるのではない  
かと思ひます。

また、子育て世帯への支援ということで、行政  
と民間とが力を合わせて協働で子育て支援をさら  
に進めていくことを願います。

以上でこの項目の質問を終わりにします。

続きまして、2番、スクールソーシャルワ  
ーカーの今後の活用について。

文部科学省は、1月、学校の組織改革や教員の  
資質向上に関する平成28年度からの5カ年計画、  
「次世代の学校・地域」創生プランを公表しまし  
た。

学外の人材を活用して教職員を支援するチーム  
学校を推進するため、福祉の専門家であるスク  
ールソーシャルワーカー（SSW）らを平成32年度  
から計画的に配置する方針です。チーム学校は、  
教員と外部人材が連携して学習指導の充実、いじ  
めや貧困などの課題に対応するという考え方です。

SSWらは現在も一部の学校に配置されていま  
すが、多くは非常勤で人数も不十分なのが現状と  
なっているため、関連法の改正を目指し、SSW  
やスクールカウンセラー（SC）、部活動指導員

らを法令上必要な職員と位置づけた上で全国展開する方針です。

本市におきましても、昨年6月からSSWが配置され、現在2名で不登校やいじめ、虐待、貧困問題などに対応しています。文部科学省は各学校に法令上必要な職員として位置づけする方針ですが、今後の市の方針についてお伺いします。

(1)SSWの効果と課題についてお伺いします。

(2)SSWの待遇と身分の保障についてお伺いします。

(3)SSWとSCの連携についてお伺いします。

(4)SSWの採用基準についてお伺いします。

(5)SSWの増員についての市の考えをお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、星議員の2のスクールソーシャルワーカーの今後の活用についての質問に順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、(1)のスクールソーシャルワーカーの効果と課題についてでございます。

昨年6月にスクールソーシャルワーカーを配置してから現在まで、26件のケース、それから延べ460件を超える相談等を受けております。その内容は、先ほどありましたとおり、不登校あるいは問題行動が主なものとなっております。

効果といたしましては、家庭環境や生育歴などの背景や状況を把握した上で児童生徒及び保護者の困り感に寄り添いながら関係機関へつなぐことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができるということでございます。

これによりまして、不登校が改善され学校や適応指導教室への通学につながったケース、経済的

な問題を改善するために保健福祉部や子ども未来部と連携して支援につながったケース、問題行動等が心配される状況から医療機関につながったケースなどがございます。

課題といたしましては、スクールソーシャルワーカーや関係機関の支援を受けない家庭とくに信頼関係を結ぶかということでございます。あくまで児童生徒の支援を第一に考えて家庭との連携の方法を検討していく必要があると、このように考えております。

次に、(2)のスクールソーシャルワーカーの待遇と身分の保障についてお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーの勤務につきましては、1日6時間、週5日を基本としており、現在は2人で交代しながら週5日の勤務となっております。

報酬につきましては、本議会で上程させていただいている那須塩原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例におきまして、日額1万5,000円と定めることとしております。なお、交通費につきましては、通勤費用分と出張費用分を費用弁償として支給しております。

本市のスクールソーシャルワーカーの身分につきましては、非常勤特別職となっております。

次に、(3)のスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携についてお答えをいたします。

スクールカウンセラーは、主に児童生徒や保護者の心理的問題に着目してアプローチをするのに対し、スクールソーシャルワーカーは、主に児童生徒や保護者の取り巻く環境に着目してアプローチするという専門性の違いがございます。

学校では、問題を的確に捉え、解決に向けてどちらの機能を活用するのが適切なのか判断し、両

者が連携して児童生徒の支援に当たり、問題の解決に努めているところでございます。

次に、(4)のスクールソーシャルワーカーの採用基準についてお答えをいたします。

スクールソーシャルワーカーを委嘱する際の基準といたしましては、カウンセラーの資格を有する者、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者、スクールソーシャルワーカーとして3年以上の職務経験を有する者、また教育委員会が適当と認める者というふうにしております。

新規の採用に当たりますは、書類選考の上、面接を行い、スクールソーシャルワーカーとしての適性、見識及び意欲などを見きわめながら採用の可否を判断いたしております。

最後に、(5)のスクールソーシャルワーカーの増員についての本市の考えについてお答えをさせていただきます。

本年度は週5日を2人交代で勤務しておりますけれども、平成28年度は、週5日間、常時2人配置の勤務に変更し、実質1人増員の体制とする予定で考えております。

昨年12月に、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会から、国はスクールソーシャルワーカーを学校等において必要な職業とし、法令上明確化することを検討するというような答申がございました。

これを受けまして、国の動向を踏まえ、本市におきましても、児童生徒や家庭に適切な支援をすることができるよう、状況を把握しながら計画的にスクールソーシャルワーカーを配置していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、順番に再質問をします。

(1)スクールソーシャルワーカーの効果と課題についてですが、効果のところでの質問なんですけれども、26件のケースで延べ460件、平均すると1日につき約20回ぐらいの対応をしていることになるとと思いますが、答弁の中でさまざまな課題や問題を抱えるケースがあることがわかりました。

よりきめ細やかな対応をしていかないとさらに悪化する場合がありますし、とても神経を使う業務内容だと思いますが、例えば現在のスクールソーシャルワーカーの人数で対応し切れない相談件数になっているかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 現在は2名で分担しながら相談に当たっているわけですが、実際にこれまで先ほどお答えしましたように26件の事例を扱ってきているわけですが、その中で、ある一定の解決、解決という表現は不適切ですけれども、ある一定のところまでいったというケースは実は1件だけなんです。

あとは、昨年6月からずっと、何度も何度も相談を繰り返したり、あるいはいろんな機関につなぎながらいい方向に持っていけるようにかかわりを持っているわけでありますので、正直なところ、今の人数ではなかなか完全に満足のいくようにかかわれているという状況にはないのではないのかなというふうに考えております。

ただ、お二人の方は本当に献身的に、丁寧にケースにかかわっていただいているということで感謝しているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。やはりスクールソーシャルワーカーさんがかかわっていくというケースは本当に大変なものがあるなということがわかりました。

もう一つは、例えばスクールソーシャルワーカーさんは去年の6月から任務についてくださっていますけれども、そういったソーシャルワーカーさんの存在とといいますか、こういった業務内容をやっていますよということを各小中学校にアピールしているのかどうか、また、スクールソーシャルワーカーさんの活動を実践報告するような場というのがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まず、当然のことながら、スクールソーシャルワーカーの配置につきましては繰り返し学校のほうには周知を図っております。ただ、なかなか、初めてのケースでもありますので、どういった事案をスクールソーシャルワーカーに相談を持ちかけていいものかということについて判断に迷うというようなケースもあるという話は聞いております。

です、どういう事例についてこんなふうになっていますよということをできるだけお話をさせていただきたいのですが、もう一方では、それぞれのケースにつきましてはやっぱり内容について余り具体的に公表できないというものも実はあります。

それで、そのところで非常にジレンマに陥る部分もあるわけですので、我々としては、先ほど申し上げましたように、いい方向に持っていくためには相当な時間がかかっているということであったり、あるいはどういう機関につないでいかかというような、そういった活動の状況についてはできるだけお知らせをして、さまざまなケースについて対応できるということなのでぜひ相談をかけてほしい、とりあえず相談してほしいということではありますが、学校のほうでも実は一番スクールソーシャルワーカーに相談を持ちかけて

いる件数が多いのは、やっぱり教職員からの相談の数が多いわけですので、今後、これらの活用については次第にいい方向にさらにいくのではないかなというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） わかりました。なかなか対応もどういうふうに判断したらいいか困る中で、今模索しながら一生懸命頑張らせていただいている様子がわかりました。

また、課題としましては、支援を受けたがらないご家庭といかに信頼関係を結ぶかということが、難しいことだと思うんですけども、まず支援を受けたがらない家庭との連携方法というのはどんな方法が考えられるのでしょうか。

例えば学校内のみの会議等で検討するのか、それとも、先ほど1項目めの質問をさせていただいたんですけども、例えば子どものところからのそういった支援先からのつながりをたどって、問題解決へそこから連携をとるという方法があるのかどうか、そういったことも含めてお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まさに議員がおっしゃるとおりでありまして、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いの一つに、スクールカウンセラーの場合には一人の対象となる子を中心に考えていくわけですが、スクールソーシャルワーカーの場合には、一つの家庭というんですか、子どもの周りの環境のことを考えますので、おのずと複数の方とのかかわりというのが出てまいります。

です、場合によっては未就学の家族も当然入ってくるわけでありまして、現在まで見てみますと、教育委員会が3階にありまして2階に

子ども・子育て総合センターがありますので、そこはよく連携を図りながら、さまざまなケースについて連携を図ってかかわりを持っているなどというふうに私も認識をしております。

やはり子どもも、先ほどの1の質問と同じように、なかなかこちらからのアプローチに心を開いてくれないというのでしょうか、そういった事例もありますので、そのところにつきましては、いろいろな角度から一番身近にかかわりを持ってくれるキーマンのような方を探して、そこから広げていくという努力はしていかなければならないのだらうなというふうに思っております。

また、特に児童生徒の場合につきましては最終的には進路というところまで行き着くケースもありますので、そういったさまざまな領域にわたってかかわれる人で一番今何が課題なのかということにうまく当たる、そういったことを試行錯誤しているというのでしょうか、そんな状況にあらうと、こんなふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） わかりました。さまざまな角度からのアプローチといいますか、そういった中での模索ということで問題解決につながればいいと思いました。

続きまして、(2)のスクールソーシャルワーカーの待遇と身分保障については了解をいたしました。

続きまして、(3)のスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携についてなんです、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの連携というのはとても大切で、やはり車の両輪と同じだと思うんです。ギアがかみ合うことで問題解決することも多いと思うんですが、現在のスクールカウンセラーの配置学校数は何校になりますか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） スクールカウンセラーにつきましては、前にお話ししたことがあるかもしれませんが、実人数としまして、学校教育課におきましては13人のカウンセラーの方をお願いをして、複数の学校を兼務していただいておりますので、中学校につきましては全校をカバーいたしております。

小学校につきましては、数校ですけれども、常駐配置ではありませんけれども、必要に応じて配置をさせていただくということで、実質的には全校をカバーさせていただいているというような状況にあります。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

県採用のスクールカウンセラーさんもいたかと思うんですが、3.11の緊急スクールカウンセラーで、5年間の期日が本年度で切れてしまいます。10校ほどいなくなるということを聞いているんですが、今後どのように対応していくのかお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） お尋ねの緊急スクールカウンセラー、緊急ですけれども、これにつきましては、今年度をもってこの事業は終わりになるというようなことはアナウンスされておりました。私たちも8校においてそれでカバーしたわけですが、その部分をどうやって対応していくかということに大変頭を悩ませていたわけでありましてけれども、先月に入りまして、この事業を次年度も継続できる可能性があるというようなことでアナウンスがございました。

当然のことながら、国の予算でございますので今後どうなるかまだわかりませんが、私ども

もとしましては、そういう光が見えておりますので、その実現がかなったときにはすぐに申請ができるように現在準備を進めておりますので、できればその方向にいつてほしいなと私も願っております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 私もそう願います。了解しました。

(3)についての質問は終わりにします。

続きまして、(4)と(5)は、人材を確保し育成する意味を含めて質問したので一括質問とさせていただきます。

国は各学校にスクールソーシャルワーカーを1名配置することを目指すということで出ておりますが、先ほどの資格、社会福祉カウンセラーの資格を持っていたり、社会福祉士、また精神保健福祉士とか、国家資格が必要とされる方々の知識と経験がとても大切になってきますけれども、こういった豊かな知識と経験を持つスクールソーシャルワーカーさんはどこの自治体でも採用したいと考えます。

そうしたことも踏まえまして、例えば人材確保という意味では、大学でそういった勉強をされてきた方を新卒で採用して、非常勤ではなく正式に市の職員として採用して育てていくという考えはあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 正式な職員として採用してはどうかというふうなご提案かと思えます。

やはり専門職というふうなことで、きのうの答弁の中でも私、答弁を差し上げたと思いますが、本当に専門的な知識が要求される分野が非常に多くなってきているというふうなことでございます。

それにつきましては、すぐというふうなこと

ではございませんが、よく教育委員会のほうと相談しながら、どういったものがよろしいのかというふうなことで検討をしていきたいというふうには考えますけれども、やはりなかなか、専門職、それも特にどこの団体でも必要とされている職というふうなこととなりますと、そういったものが果たして職員採用というふうなことで、こちらが求める職員の方を採用できるかどうかというふうなところもございますので、やはりこれも慎重に検討をしていかなければならないというふうにご考えております。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 大学を卒業してすぐにはこういった仕事はできないかと思うんですけれども、スーパーバイザーのもっとしっかり経験を積んでいただいて、若者のIターン、Uターンにもつながっていきますので、今現在ではやはりどこの自治体でも、スクールソーシャルワーカーさん、非常勤が多いために若者雇用にはつながっていないというのが現状としてあります。なので、育てていくことも大切だと思いますので、何かしらやはり検討いただければと思います。

以上をもちまして2番の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、3番の消費者教育の充実について。

近年、高度情報化、グローバル化が急速に進み消費者生活環境が多様化・複雑化している中で、子どもや若者が一人の消費者として安全に自覚的に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが喫緊の課題となっています。

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育について、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育」と定義するとともに、基本理念や国・地方公共団体の責務、基本方針の策

定、各種施策、消費者教育推進協議会について定めています。

水戸市では、ふえ続ける消費者被害を防止し、消費生活の安定と向上を目的とする水戸市消費生活条例を平成26年に制定しました。具体的には、平成24年に施行された消費者教育に関する法律で、市町村の努力義務とされている消費者教育の推進計画の策定を義務とするなど、自立した市民の育成に力を注いでおり、全国的に珍しい条例として注目を集めています。

本市におきましても、消費者教育を推進し自立した市民の育成を図る必要と考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） 3番の消費者教育の充実については所管いたします私からお答えさせていただきます。

本市におきましては、消費者教育の推進に関する法律を踏まえ、早期からの消費者教育の重要性を認識し、小学生から高校生までを対象とした啓発・教育事業を実施しているところであります。

具体的には、小学生を対象に、公民館と連携してお小遣いゲームを通してお金の使い方を学んでもらう啓発事業を実施しており、中学生向けには2年生を対象として、生活課担当職員、消費生活センター相談員及び那須塩原警察署職員が講師を務め、中学生も消費者であるという自覚を促し、消費者トラブルに巻き込まれないための方法等を講義する出前講座を実施しております。

なお、講座でテキストとして使用している中学生向けの啓発パンフレットは、市内全中学校の2年生にも配付しております。

また、高校生向けには、市内の県立高校4校へ

外部講師を招き、近年、スマートフォンの急速な普及に伴う架空請求やソーシャルネットワーキングサービスに関するトラブルに遭う危険性に未成年のうちからさらされる現状に鑑み、インターネットを正しく使用し、トラブルに巻き込まれないためのセミナーを講師派遣事業として実施しております。

これらの事業のほか、公民館主催講座の中で消費生活関連のセミナーを実施する取り組みも行っているところであります。

今後におきましても、自立した市民、賢い消費者の育成のため、幅広い年代に向けた消費者教育・啓発事業を継続、強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは再質問をさせていただきます。

小学校、中学校、高校と学校の取り組み、また出前講座とかセミナーとかということで取り組みはわかりましたが、保護者に対しては何か取り組みはありますか、例えば保護者会だったりとかPTA総会等でそういった消費者セミナーを開催したり、または家庭教育学級などで出前講座をしたりということは、今まで実績はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） お尋ねの保護者の方への講座という部分につきましては、まだちょっとうちのほうではやっておりません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 中学生とか高校生にはスマホの講習会なんかもやっていると思うんですが、同じような内容でもいいと思います。保護者の方にも共通認識としてわかっていただくということはとても大切なことだと思いますし、皆さんが集まるところできちんと講習会などを持つてはいかがでしょうかということでもアプローチしていただければと思います。

また、子育て支援センターですとか老人会、老人クラブ、自治会とか、または1軒1軒家庭訪問型のセミナーだったりとかご案内、または講座といった取り組みとかはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） まず、中心になるのが、現在、特殊詐欺という形でよく新聞等で騒がれておりますけれども、その一番ターゲットになるのがどうしても高齢者の方になります。そういう高齢者の方に対しては、私どものほうも高齢者アプローチ事業ということで、いわゆる公民館で実施している高齢者学級の中でちょっとお時間をいただいて、私どものほうの啓発という形のものを行っていく。

それからまた先ほども議員おっしゃれましたが、出前講座という形でうちのほうでいわゆる講座を開かせていただく、そういうことは行っております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） 了解しました。

出前講座とか、折を見て言っていくということはとても大切なことですし、消費者である私たちも意識づけになると思いますので、ぜひそういった出前講座のほうは続けて開催をお願いしたいと思います。

消費者トラブルを抜本的に解決するには、消費者力を高めるとともに社会面での整備も必要となると思います。消費者教育コーディネーターの育成ですとか、また地域との連携なども強化を図る必要があると思います。

水戸市とか栃木県におきましては小山市、宇都宮市は条例を作成し、その中には消費者を守るための市の果たす役目が明記されています。本市においても消費生活条例を作成し、より一層、消費者教育が進むことを要望します。そういった消費生活条例を作成していくお考えはあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） 議員の設問の前に、先ほどいろいろお話をいただきました各種のトラブル、また県内における消費生活関連の条例につきましては、栃木県を初め5市ほど現在既にもう制定されている、そういう事例につきましては私どもも認識しております。

そういう中におきまして、これまでうちのほうの消費者行政につきましては、例えば、先ほど小中高といった子どもたち、また高齢者のほかに、春秋の交通安全実施期間におきまして、あわせて店舗へ伺っての店頭啓発、また、ふれあいまつり、巻狩祭り、そういったイベント時の啓発商品、またパンフレット、そういったものを配布して啓発

を促す、そのほかに、先ごろ開催したところで、議員の皆様にもご参加いただきました本市第11回目を迎えました「消費生活と環境展」というものが行われました。こちらが当日のパンフでございますけれども、そういう中でも各ブースにおいてそれぞれ啓発させていただいたところです。

そのように、どちらかといううちのほうは行動のほうを先に、いわゆる消費者トラブルの防止ということ、また、その防止につながる部分としまして消費生活センターというものが那須塩原市誕生と同時に発足いたしました、これまでやってまいりました。

条例の改正につきましては、今期、また今議会において一部改正という形で議員の皆様にはお願いするところでございますけれども、そういったふうに行動のほうが出てまいりました。これまでのお話の中で、所管といたしましては、条例、また行動計画等を整備することも一考なのかなというふうにはちょっと考えてみたところではございますけれども、今後の課題ということでそれにつきましてはちょっとお預かりさせていただき、今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひ検討をお願いします。

消費者教育というのは、消費者側がやはり教育することによってトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐ意味もありますし、またこういったものを法令的にきちんと定めることによってやはり行政としても、また事業所、例えばだますというのはちょっとあれなんですけれども、トラブルがあった場合に、もう一歩強い立場できちんと行政指導ということも行いうることもできると思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

以上でこの項目の質問を終了させていただきます。

続きまして、4番、障害者スポーツの振興について。

平成34年の国体開催に向けて栃木県は準備を進めています。国体終了後には全国障害者スポーツ大会が行われます。この大会は、昭和40年から身体障害のある人々を対象に行われてきた全国身体障害者スポーツ大会と、平成4年から知的障害のある人々を対象に行われてきた全国知的障害者スポーツ大会を統合した大会として、平成13年から行われており、大会の目的は、障害のある人々の社会参加の推進や国民の障害のある人々に対する理解を深めることにあります。

東京オリンピックの後にパラリンピックがあり、国体開催時には障害者スポーツへの関心も高くなると考えます。

本市においても、障害のある人への理解を深め、ともに生きる社会づくりのために、障害者スポーツの推進と指導者やボランティアの育成は必要性も高くなることから、以下についてお伺いします。

(1)競技の誘致の考えはあるのかお伺いします。

(2)本市の障害者スポーツの現状と課題についてお伺いします。

(3)指導者の育成の現状と課題についてお伺いします。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 4の障害者スポーツの振興についてのうち、(1)、それから(2)につきましてまず私からお答え申し上げたいと思います。

初めに、(1)の競技誘致の考え方についてお答えをいたします。

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱など、国

で定めた決まり事がございますけれども、それによりますと、大会は原則として国体で利用された会場を使用することとされております。この規定を踏まえれば、国体競技会場として内定を受けております本市といたしますれば、障害者スポーツ大会の誘致も視野に入れていく必要があるというふうに思うところでございます。

しかしながら、栃木県におきましては、国体準備室は立ち上がっているものの、障害者スポーツ大会に関する準備組織は立ち上がっておりません。実施種目や日程なども示されていない現状でございます。今後の進捗に応じて、競技団体などの関係機関と連携しながら検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

次に、(2)の本市の障害者スポーツの現状と課題についてお答えいたします。

障害者スポーツには、障害のある方の健康増進や社会参加意欲の促進、あるいは障害や障害のある方に対する国民の理解を促進するという役割がある一方で、近年は、パラリンピックのように競技スポーツとしての性格がクローズアップされているところでございます。

競技スポーツにおきましては、市内在住の方でも全国や世界規模の大会で優秀な成績をおさめている方もおりますが、個人や既存の競技団体、学校などを基盤として活動しているということが現状でございます。

また、健康増進のための障害者スポーツの観点では、最近では高齢化と相まって各種スポレク大会への参加者が減少している状況にあり、障害のある方が気軽にスポーツを楽しむことができるような環境づくりが課題と捉えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 教育部長。

○教育部長（伴内照和） それでは、(3)の指導者育成の現状と課題について私のほうからお答えいたします。

障害者スポーツの指導者につきましては、まず一般の障害者に対しましてスポーツ支援を行う資格を取得した指導者が県内をブロックごとに組織されているということで、本市を含む那須ブロックにおいては35人の登録があるというふうに聞いております。

また、全国レベルの大会を目指す選手につきましては、指導者のうち競技力の維持向上を支援する障害者スポーツコーチなどの資格を有する指導員が必要と思われませんが、そういった指導者につきましては栃木県では現在登録がございません。地域における障害者スポーツの振興に当たりましては、こうした障害者スポーツ指導者の育成が課題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） それでは、順次再質問させていただきます。

(1)競技の誘致についての考えなんですけど、県でも準備はまだということでお答えをいただきました。誘致をするにはさまざまな条件があると思います。競技によっては施設をバリアフリーにしないといけないですとか、またさまざまな、多目的トイレをつくらなければいけないとかそういった規制なんかもあるとは思いますが、誘致することによりまして、障害者スポーツ大会を間近で観戦するという事は障害を持つ方への理解を深めることにもなりますし、ぜひ我が市においても、こういったスポーツが一番誘致できるのかは、これからまだ6年先のことでもありますし、まだまだ検討課題ではあると思うんですけども、誘致を進めていただければと思います。

続きまして、(2)の現状と課題についてなんです  
が、東京オリンピックが開催された後にパラリン  
ピックがあります。また、その後に栃木県は国体  
と全国障害者スポーツ大会の開催、そういった大  
きなスポーツイベントが続けてありますが、今後  
ますます障害者スポーツへの関心も高くなってく  
ると思います。また、関心を高めていくよう働き  
かけることも必要になってくるのではないかと思  
いますが、例えば国体開催は6年後となります。  
現在の中学生が成人を迎える時期になりますが、  
今からこういったことの意識づけといいますか、  
取り組むことが大切になってくるのではないでし  
ょうか。

東京では、オリンピック・パラリンピックに向  
けて、「ようい、ドン！」との愛称で五輪教育プ  
ロジェクトを開始します。子どもたちのボランテ  
ィアマインドの醸成と障害者理解教育に力を入れ  
ることを目的としていますし、オリンピック開催  
のときに何かしらの形でかかわっていけるように  
教育をしていくものです。

子どもたちに限らず広く市民に対してもアピー  
ルをしていくということは、先ほど答弁の中にあ  
りましたが、スポレク大会への参加者がだんだん  
高齢化に伴い減少しているということでしたが、  
そういったことに対しても歯どめとなっていくの  
ではないでしょうか。

健康増進のためのスポレクでしたら、例えば、  
健常者の方と障害者を分けた大会とかではなく、  
高齢者、障害をお持ちの方、また子どもも楽しめ  
る大会を開催というものも考えられないでしょ  
うか、お伺いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 健康増進のための  
障害者のスポーツ、スポレク的なものという意味

でお答えを申し上げたいと思いますけれども、先  
ほどお答えしましたように、微減というような状  
況でございますけれども、なかなか参加者が伸び  
ない、あるいは少しずつ減っているというのが実  
情でございます。やり方としては、今、議員から  
ご提案がございました高齢者の方と一緒に楽しむ、  
あるいはお子さんも一緒に楽しむというのも一つ  
の方法ではあるというふうに思います。

今現在、那須地区で2つの大会、それから県の  
大会と3つの大会に参加しているところでござい  
ますけれども、単独で那須塩原市だけでやってい  
るものではございませんので、そのほかに那須塩  
原市が単独でそういう大会をやる、あるいは既存  
のものを少し姿を変えていく、いろいろ方法はあ  
ろうかと思っておりますけれども、今後検討させてい  
ただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひご検討をお願いしま  
す。「ようい、ドン！」のプロジェクトを参考に  
しつつ、本市ならではの取り組みを始めることを  
要望します。

続きまして、(3)の再質問に移ります。

指導者育成という質問をさせていただきました  
が、指導者の育成が課題だということで答弁をい  
ただきました。

やはり障害者スポーツのアピールというのはと  
ても必要だと思いますし、指導員も初級、中級、  
上級がありますので、例えば市のさまざまな行事  
のときにアピールしたり、障害者スポーツの理解  
を深め交流を進めていく中で指導者を育成してい  
く努力も必要だと考えます。そのようなソフト面  
からのアプローチをどのように考えますか、お伺  
いをいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 障害者スポーツのいわゆる指導者に対してのアピール、PRも含めてなんですが、いろんなスポーツイベントを本市でも開催しております。そういった事業の中で、障害者スポーツに対する周知等については現状では余り行っていないというのが実情でございます。いろいろな意味で障害者スポーツがクローズアップされてきている現状でございますので、どのような方法があるのか、また具体的にどういった場所でPRするのか、その辺については今後検討したいと思っています。

○議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

○2番（星 宏子議員） ぜひお願いしたいと思います。6年間、国体までの開催期間がありますけれども、その中で少しずつでもいいので一步一步進めていくことが大切になってくるのではないかと思います。教育におきましてもこれからインクルーシブ教育というものが始まりますので、そういった教育の一環にも役に立つのではないかと思います。

まとめなんです、私が中学生のときに栃の葉国体が開催されました。国体道路をつくったりソフトテニス場を整備したりと、国体を迎えるに当たっての準備が着々と進んでいたことも覚えていますし、また楽しみに待っていたことも大変鮮明に覚えております。

それを振り返ったときに、若いときに刻まれたものは一生その人の命に刻まれていくものであり、またパラリンピック、全国障害者スポーツ大会という大きなイベントを通して障害者理解教育を充実させていくということは、その後の人生に大きな糧となると思います。また、市民の関心も高めることでお互いに支え合ったり、ボランティア精神が深まることを期待します。

今後、障害者スポーツの振興につきましては、また今後も質問をさせていただきたいと考えております。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、2番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◇ 平 山 啓 子 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 皆様、こんにちは。

議席23番、公明クラブ、平山啓子でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、第1項目め、防災についてお伺いいたします。

私たちが生きている間に確実にもう一度大地震が起こると言われております。子どもは生まれてくる環境を選べません。子ども、高齢者、女性、市民一人一人の命を守る防災環境をいち早く整えるためにお伺いいたします。

(1)自主防災組織の進捗状況をお伺いいたします。

(2)防災教育の一環として、本市内各中学校部活動に防災部設置についてお伺いいたします。

(3)3月5日に危機管理アドバイザー山村武彦氏を迎えての防災士研修会が開催されます。防災士の活動の活性化を図るためにも、市内に防災士会の設立のお考えをお伺いいたします。

(4)現在の防災マップを那須塩原市版防災ブック小冊子として活用してはどうかお伺いいたします。

(5)今年度、女性による女性のための防災訓練を実施することができましたが、28年度の計画についてお伺いいたします。

(6)震災による出火防止のための感震ブレーカーの取り組み、また感震ブレーカー機能のある出火防止コンセンートの普及啓発についてお伺いいたします。

(7)耐震診断、耐震改修への助成についてお伺いいたします。

(8)災害時のペット同行避難についてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） それでは、1の防災につきまして、私からは(1)及び(3)から(6)までを順次お答えいたします。

初めに、(1)の自主防災組織の進捗状況についてでございますが、平成27年度におきましては、自主防災組織は新たに7団体が結成され、現在のところ結成数は102団体を数えております。全自治会数215団体における結成率につきましては、47.4%となっております。引き続き結成の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)の防災士の活動の活性化を図るための防災士会の設立の考えについてでございますが、今年度の防災士を対象としました取り組みとしましては、先ほど議員のほうからもお話があったとおり、3月5日に研修会を開催する予定としております。次年度以降につきましては、グループに分かれての災害図上訓練等を実施しまして、知識の向上のみならず、防災士間の情報交換等も図れるようにしてまいりたいと考えております。

防災士会の設立につきましては、今後実施します研修等を積み重ねた上で、その相手方について考えていきたいと思っております。

次に、(4)の現在の防災マップを那須塩原市版防災ブック小冊子として活用してはどうかについて

でございますが、現在の防災・ハザードマップにつきましては、平成25年度に作成しまして、自治会を通じて各戸配布するとともに転入者へ配布等を行っております、広く市民の皆様方へ周知していることから、現段階では小冊子の作成の予定はございません。

今後、防災・ハザードマップについては、内容を見直す必要が生じた際に改定を行いますので、その様式等の検討の中で小冊子についてもあわせて考えていきたいというふうに思っております。

次に、(5)の女性による女性のための防災訓練についてでございますけれども、今年度につきましては、黒磯婦人防火クラブ連絡協議会が主催し実施したものでございまして、同協議会の事務局を務めております黒磯那須消防組合と黒磯消防団、そして市が訓練に参加したところでございます。

平成28年度は、市主催で訓練を実施する考えはございませんが、他団体等が主催する訓練につきましては今年度同様に参加協力をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、(6)の震災による出火防止のための感震ブレーカーの取り組み、また感震ブレーカー機能のある出火防止コンセンートの普及啓発についてでございますが、市ホームページに掲載しまして常時啓発を図るとともに、市総合防災訓練等のイベント時にチラシを配布し啓発を行っているところでございます。また、2月27日に開催されました「消費生活と環境展」におきましても、消防のほうを通じてチラシのほうを配布させていただいたところでございます。

今後においては、全自治会長を対象に毎年度開催しております自主防災組織に関する説明会等においても周知を図りまして、地域防災活動の一つとして取り組みをお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 続きまして、(2)の中学校への防災部設置につきましては私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、平成27年9月議会でもお答えをいたしましたとおり、現在におきましては、市教育委員会として中学校の部活動に防災部を設置するというような考えは持っておりません。

全校体制として、総合的な学習の時間や特別活動の授業におきまして防災に関する内容を扱います。それらを生かして防災意識を高める取り組みを引き続き行ってまいりたいと、このように考えております。ご理解いただければと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 建設部長。

○建設部長（君島 勝） 続きまして、(7)の耐震診断、耐震改修への助成についてお答えいたします。

木造住宅の耐震に関する補助制度につきましては、昭和56年5月31日以前に着工した住宅を対象に耐震診断及び補強計画並びに耐震改修に要する費用の一部について助成を行うもので、災害に強い安全なまちづくりに資することを目的に平成20年度から行っているものであります。

補助金の枠につきましては、耐震診断及び補強計画にあつては費用の3分の2で10万円を限度とし、耐震改修にあつては費用の2分の1で80万円を限度としております。

なお、現在までの実績につきましては、耐震診断及び補強計画につきましては31件、耐震改修については12件となっております。

今後も、災害に強いまちづくりのための木造住宅の耐震化向上に向け、補助制度の普及啓発を進めていきたいというふう考えております。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） 最後の(8)の災害時のペット同行避難については私からお答えいたします。

那須塩原市地域防災計画では、「飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。」としています。

避難所においてはさまざまな人が生活するため、居住部分へのペットの持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを必要に応じて設置するよう努めるとともに、ペット同伴者が他の避難者と円滑な共同生活を送ることができるよう動物の適正な管理について助言するなど、十分な配慮が必要と考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、順次(1)から再質問させていただきます。

ただいまご答弁の中で、新たに7団体が設置されて、全体の215団体から102団体まで設立がされたということで、この102団体の内訳として地域別に、例えば黒磯、西那須野、塩原においての団体の数をお教えいただきたいと思います。

また、次年度の目標はあるのでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） まず、自主防災組織の各地区の状況でございますけれども、まず黒磯地区におきましては、146の自治会のうち66組織が認定ということになっておりまして、組織率が45.2%というふうなことになっております。次に、西那須野地区でございますが、28自治会がござい

まして、全て自主防として組織化をされているというふうなことでございますので、100%というふうな状況となっております。最後に、塩原地区でございますけれども、41自治会のうち8団体が組織化を行っているということでございますので、率としますと19.5%というふうな状況になっております。

もう一点、来年度どのくらいの数を目標としているのかというふうなことでございますが、具体的な数につきましては設定はしてございません。ただ、やはり一つでも多くこの自主防災組織のほうを立ち上げていただければありがたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） このような数を今いただきました。

それで、そのような中で活発な活動の組織は日ごろからどのような活動をしているのでしょうか。

また、高齢化が進むなどしてなかなか組織化が進まない地域の原因、また理由なんかはどのようなところにあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 2点あったかと思えます。

まず、自主防災組織のほうで主な活動内容というふうなところかと思えますけれども、やはり一番多いのは、聞いているところでございますと防災訓練というふうなところかと思えます。これについてもいろんなやり方、取り組みがあるというふう聞いてございますけれども、訓練、それとあとは資機材の補助で30万というふうなことがございます。それでいろんな資機材をそろえていただいて、その点検等、そういったものもおやりになっているというふうなお話を聞いているところ

でございます。

あともう一点、自主防の組織化が進まない原因、高齢化等の問題もあるのではないかというふうなご質問かと思えますが、確かにそういった高齢化というふうなところで組織化がなかなか進まないというふうなお話も聞いているところでございます。といいますのは、リーダーシップをとって自主防災組織としましていろんな班の編成をしたりとかそういったものをしていくわけでございますが、やはりある程度それをぐいぐいと引っ張っていけるようなリーダー的な方、お年を召しますとなかなかそこまで手がつけられないというふうなお話も聞いているところでございますので、そういったところが課題かというふうには認識をしているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） やはりそういうような組織が進まないところはこれからリーダーの育成が必要ではないかと思えます。また、広範囲ですとその組織ができないという地域もあると思うんです。そういうところなんかは、隣の班と合併とか合流して一つの組織をつくるなどというふうな、そういう案は出ていないのでしょうか。

また、これから結成の促進を図るために具体的にどのような取り組みをしていけばいいとお考えでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 確かに自治会におきましては、すごく西那須野地区のように大きいところ、あるいは逆に小さいところというふうにあるわけでございまして、やはり自主防災組織として活動がしやすい、ある程度の単位というものがあるんだろうというふうに思います。そういったところにつきましては、やりやすいような人数構成とい

いますか規模でやはり立ち上げていただくのがよ  
ろしいのかなというふうなことがございます。

そういった説明も年度当初の説明会においては  
お話を差し上げているところがございます。そん  
な状況でございますので、ご理解のほうをいただ  
ければというふうに思います。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、市内でやは  
りそのような自主防組織の活発な活動を支援する  
ためにも、特徴的な取り組みを行っている自主防  
災組織の活動を事例集としてまとめて市のホーム  
ページに掲載するなど、活動が停滞している自主  
防組織への働きかけをしてはいかがでしょうか、  
お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 大変申しわけございませ  
んでした。どんなふうな取り組みということもあ  
わせてお答えをしたいと思います。先ほど申し  
上げましたように、年度当初の説明会におきまし  
て自治会長さんの皆様方にご説明のほうを差し上  
げているというふうなことでございまして、その  
ような中で、じゃ結成についてどんな段取りをし  
たほうがいいのかというふうなご相談を受けたり  
もしております。実際、今年度につきましても  
2団体のほうからそういうふうなご相談の要請が  
ありまして、出向いて行って説明のほうをさせて  
いただいたというふうなことがございます。

あとは、議員から今ご提案がありました事例集  
というふうなお話でございますが、それにつきま  
しても今後の取り組みの中で、やはり多分、自主  
防災組織を立ち上げてどういうふうな取り組みを  
していったらいいのかというところが一番の悩みの  
種ではないかというふうに思っております。

となりますと、じゃ隣ではどういうふうによっ

ているのか、他の自主防災組織ではどういうふう  
な取り組みをしているのか、そういったものが大  
いに参考になってくるんだろうというふうに思い  
ますし、また、この市内だけではなくて全国各地  
でいろんな取り組みがされているかと思いたすの  
で、そういったことにつきましては今後十分検討  
させていただきたいというふうには思います。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 自主防は、あくまでも  
地域で命を守る共助の仕組みをつくる上での大事  
な立場で、重要であります。地域を愛する心が防  
災力を高めるのではないのでしょうか。

次の(2)に移ります。

先ほどもありましたように、東京荒川区立の中  
学校、全10校で、2015年度に部活動に防災部が設  
置された活動を始めました。9月定例会でもご紹  
介いたしました。活動の一端をここで改めてご  
紹介させていただきたいと思いたす。

この部活が結成されたきっかけとなったのは、  
東日本大震災後の2012年5月にいち早く設置され  
たとされており。区立の南千住第二中学校、  
生徒はここ310人で、レスキュー部というのが結  
成されたそうです。災害時に地域の高齢者をスム  
ーズに避難所へ誘導支援できるよう日ごろから顔  
見知りになるきずなネットワーク活動などに取り  
組み、2人から3人でチームをつくり、学校だよ  
りを学校近くの高齢者宅に訪問して配るなど、受  
け取った高齢の方々も、若い人と話をすると元氣  
が出る、いざというときに頼もしい存在ですとの  
ことです。

このレスキュー部は、テニス部、また陸上部な  
どのほかの部活動とのかけ持ちが多いと言われて  
おります。初めは65人から始まり、2015年度は  
200人と全生徒の3分の2が所属、防災に強い地  
域は人づくりからと校長先生、地域を大事にする

ことで心も育つ、地域に貢献したいとの気持ちが生徒たちに育ってきたと副校長先生。

8月には学校の体育館が避難所になったとの想定で防災訓練をし、発電機や簡易トイレの組み立て、炊き出しなどを体験、つくった食事を地域の高齢者宅に配るなど、避難所をまた見学するなど、きずなのネットワーク活動では、生徒たちが登録している60歳から80歳代の32世帯を月1回から2回訪問し、お年寄りの安否確認にも役立っていると言われております。

近くの保育園との合同避難訓練や救命講習の受講、地域行事のお手伝いなど、活動は多彩であります。校長先生は、いろいろな活動に参加することで災害時に地域に目が届くようになると言われております。部員の3年生の女子は、お年寄りが避難する手助けができればいいなと1年生のときに入部、この家には足の悪い人が住んでいるとか、地域のことがわかってきた。自分たちが地域をもっと知るための部活だと思ふ。また、顔見知りの人をふやして、何かあったときにいろんな人と助け合えたらいいなと話しております。

この中学校では、高度な救命技術を持つ生徒をさらに育成しようと、ことし6月に新たにスーパーレスキュー部も発足したと言われております。現在、20人が所属していると言われております。また、区全体の部活の活動も活発で、夏休みには各校の代表20人が東日本大震災で被災した南三陸町や陸前高田市を訪問するなど、308人が活動中だと言われております。

あさって、3月5日には、荒川区主催の区挙げでの防災運動会が行われると聞いております。区内の中学校防災部の生徒がスタッフ役となり参加すると言われております。本当に見学に行けないのが残念です。本市でもぜひ取り組んでいければなどの思いが強く、再度質問させていただきまし

た。

少子高齢化はどこの地域でも免れません。若者を育てなくてはなりません。先ほど教育長のご答弁に、本市では総合的学習の時間、特別活動の授業にて、防災意識を高めるために今後どのような取り組みを考えているでしょうか。

また、年間の防災に費やす時間は何時間ぐらいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） ただいま事例紹介いただきました、本当にありがとうございました。

先ほどのお答えに補足する形で、実は本市におきましては、特に小学校ですが、学校行事として那須岳の登山などをやっているところがございます。近年、火山災害等もございまして、そういったものへの関心は高くなっております。次年度は、まだ確定はしておりませんが、希望という形で防災教育に関して何がしかの研究指定をさせていただいて、研究を深めていくというようなことも現在考えているところでございますので、先ほどの議員の紹介した内容につきましては大いに参考にさせていただきたいと思っております。

また、お尋ねの防災に関する意識の啓発につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、手元に今、詳細の何時間という数字の資料がございませんのでお答えはできませんけれども、行事あるいは年間計画の中で、時期に応じて意識を啓発する取り組みを引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） この荒川区という土地柄ということもありますけれども、やはりそのトップの方の防災意識によるものと思われまして。改めて君島市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私のほうに質問がございました。私も大変、防災の教育、そういったものは重要であると思っております。

先ほど教育長から答弁がありましたとおり、これからの教育の中で十分にこういった防災教育が進められればと考えておりますし、この辺につきましては教育委員会の中で研究をしていただければというふうに思っているところであります。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは(3)に入ります。

今年度は、3月5日、間近に迫りましたけれども、防災士を招いての研修会、この先生を招いての研修会が開催されるところであります。また、この防災士、那須塩原市は多額の予算を費やして皆さんを育てているところなんですけれども、現在、本市においては何名の防災士が誕生したでしょうか。

また、地区別、例えば黒磯、西那須野、塩原、またその中でわかれば男女別とか年代別も教えていただければと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 防災士取得の状況というふうなことかと思えます。

まず、現在で資格取得者数241名ということになっておりまして、その内訳でございますけれども、自治会等の推薦の方が153名、市の職員が54名、それから教職員34名というふうなことになっております。なおかつ、自治会等推薦の中で黒磯、西那須野、塩原の内訳でございますが、黒磯地区につきまして84名、西那須野地区が45名、塩原地区が24名というふうなことになっております。

また、そのうち自治会等推薦の中で女性の人数

でございますが、10名というふうなことになっております。全体でいきますと女性の資格取得者は23名ということでございます。

それから、年代別までは、申しわけございません、資料がございませんのでご了解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 先ほどのご答弁の中で、次年度以降はグループごとに分けられて、知識の向上とか情報の交換とかいろいろなことにこれから取り組んでいきますということですが、そのグループの編成はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） まだ具体的などころまで検討を進めているところではございませんが、やはりグループで編成ということになりますと人数的には五、六名が適当なのかなというふうなことも考えておりますし、年代についてもそれなりのばらつきといいますか、各年代からというふうな混成のほうがよろしいだろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） ご答弁の中で災害図上の訓練等にこれからも取り組んでいくということなんですけれども、その内容をちょっとお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） どのような図上の訓練かというふうなことかと思えますけれども、これはやり方によっていろいろな訓練があるんだと思

ます。例えばでございますけれども、避難所開設の訓練というのものもあるのではないかと思います。

これにつきましては、例えば学校の体育館なりを避難所とした場合に、どういった配置、どういう年代の方、老人の方は入り口の近くがいいだろうとか、あるいは受付はどこにしたらいいだろうとか、そういうふうな図上訓練もあるでしょうし、あるいは避難訓練というふうなことで、実際のその地域の地図を用意しまして、どういうふうな経路で避難所まで避難したらいいのかとか、そういうふうなまろもろの訓練が考えられるかと思えます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） やはり四、五人のグループというのかなりの大世帯になると思うので、これから取り組むということなんで地域別とかにもなってくるのではないかなとも思っております。

この防災士の自主防災組織、また自治会との連携はこれからどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 自主防災組織と防災士との関係というようなことでよろしいでしょうか。

現在進めていますのが、自治会等の推薦の中で防災士の資格取得をというふうなことをお願いしているところでございます。

というのは、やはり地元で防災士の資格を取られた方が防災の減災あるいは予防、そんなところでリーダーシップを発揮していただきたいというふうな趣旨から防災士の取得の推進をしているというところでございますので、自分の属する組織においてリーダー、指導的な役割を果たしていただきたいというふうに考えているところでございますし、またその組織においては、そういった

方々の知識・経験を有効に活用していただければというふうなことを目指していただければというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 先ほどのご答弁で黒磯、西那須野、塩原と人数が分かれております。やはりあくまでもばらばらではなくて一日でも早く防災士会というのを設立して、地域の防災リーダーとして防災意識を高めていけるような立場になったほうがいいと思います。

では、次の(4)に入ります。

防災マップの件なんですけれども、平成25年度版ということで新たなすばらしい防災マップができました。各家庭に全国配布されているところなんですけれども、友達なんかに聞きますと、家庭ではどういうふうに使っているのと言うと、これ広げるのもかなりということで、またはそんなの配ってきたのなんていう、とぼけている方もいますけれども、実際にこうやって多額のお金をかけて皆さんのためにと考えてつくったものでも活用しなければ何の意味もないと思うんです。

そこで、一つの例なんですけれども、これは栃木県版のとちぎ防災ハンドブックというものを上の防災推進室からお借りしたものなんですけれども、これなんかがすごく見やすく、ちょっとバッグに入れたりとか、友達とお話するときもこういうように広げなくても、また家族の中での防災会議なんかにも、いろいろなところが網羅されているのでこのようなものが手元にあればいいなと思って今回ご提案しました。昨年この立派なのをつくっていただいて、すぐに見直しとかは多額な予算がかかることなんですけれども、やはりこういうので学校の現場で活用したり、各家庭でちょっとみんなで茶飲みしているときに広げて使うなんていうのもいいんじゃないかと思うんです。ま

た、子どもから大人まで親子で学べるような内容にしてあげたいなと思っております。

また、あらゆる人が情報にアクセスできるように、また心得ですと外国人の対応なんかもちょつと抜けているんじゃないかなというふうに思います。また、視覚障害者の方に音声コードつきの設置をするなど、いろいろな方が情報にアクセスできるようにご配慮していただければありがたいなと思っております。

日本列島は今、大地変動の時代へ入ったと言われている方もいます。あくまでも知識は力となって、自然災害の知識を事前に持つことが大切であると言われております。起きる前の平時の準備が最も効果的であると。また、ふだんからの家族との話し合いなども大事だ、そのときにこの防災マップも利用するといいいんじゃないかと思って、この次の改定するときにはぜひこのようなハンドブック形式にしていいただければありがたいと思って、ご提案をさせていただきました。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、(5)から引き続き再質問いたします。

ご答弁によりまして28年度におきましても参加協力をいただけるとのご答弁をいただき、誠に力強い限りです。27年度は、たくさんの方々のご協

力いただきまして女性のための防災訓練を実施することができました。大変お世話になりました。持続することにより防災の意識が向上していくと思います。28年度におきましても実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、そのときはよろしく願いいたします。

それでは、(6)にまいります。

この感震ブレイカー、前回もご提案したんですけども、那須塩原市のホームページに大きく掲載されております。また、市の防災訓練等、イベント時においてもチラシを配布していただいております。

また、前回、全自治会長を対象とした自主防災組織に関する説明会において周知を図り、地域防災活動の一つとして取り組みをしていきたいと、また、自治会において共同購入などに取り組んでいきたいというようなご答弁もいただいております。思うんですけども、この点はどうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 自主防災組織あるいは自治会の皆様方のご協力を得てというふうなことでございますが、まだ残念ながら共同購入というところまではいってございません。現在のところ、先ほど申し上げましたように、まずは周知というふうなことでホームページあるいは各種イベント等でチラシの配布等、そういうふうなことで周知活動に力を入れているというところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、先ほども答弁がありましたように、毎年、自主防災組織に関する説明会においてということで、28年度においても、自治会長を中心としたそういう説明会の中で感震ブレイカーについての取り組みなどを周知徹底していただけることを期待しております。

これが、前回、皆さんにご提案いただいた感震ブレーカーです。きょうは、これプラス第2弾で出火防止コンセントというのがございます。これも用意してきたので、後で皆さんごらんくださいませ。

これはコンセントです。これは、震度5以上の揺れを感知しますと自動的に電気を遮断してプラグで知らせる、出火防止コンセントという名前がついております。コンセントの内部が70℃に上昇すると3分以内に通電を遮断するというので、コンセントの中で一番安いタイプのをたまたま持参しました。

この開発のきっかけとなったのは、やはり阪神・淡路大震災で、地震時だけではなくて復旧作業の再送電による火災もたくさん起きました。自然災害の発生が避けられないか、電気による2次災害を少しでもなくすことはできないかと、出火防止コンセントの開発に株式会社第一通商さんが着手したそうです。これにまた、京都大学の防災研究所の専門家に指導を受けながら過去のさまざまな大地震の揺れを再現させてテストを行い、2010年に完成いたしました。

私たちもそうですけれども、このコンセントにかなりほころぎがついている、そういうのが起きるトラッキング火災の防止、またタコ足配線による発熱による火災防止、また、コンセントも、いつまでもあれは丈夫じゃないんですね。コンセントの劣化による火災というのも発生しております。また、落雷から電気製品を守る機能もこれには加えたそうです。

本市におきましても、公共施設等でもパソコンなんかで本当に大変な配線になっていると思うんですけれども、火災防止の対策は本市においてはどうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 例えばこの庁舎を見ますと、やはり当初予定した職員数よりもかなり、合併後、本庁機能というようなことで職員もふえております。ふえているということになればそれだけ機器類もふえるというふうなことになりまして、実情的にはタコ足配線という状況も見られるというふうなことが現状でございます。

そんな中で、やはりできるだけコンセント等については抜くような形で、そういったものに今後気をつけていきたいというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 確かにこれを、今ついているところを全部取りかえとなると相当なお金もかかると思われますけれども、やはり開発したのが京都ということで、世界遺産の寺院、また国立大学、老人ホーム、幼稚園などにおいてそれが設置されているということです。

本市におきましても、指定文化財を守るとか、そういうような大きな公共施設等においても、出火防止という点で今回取り上げさせてもらいました。

電気製品は進化しているのに、コンセントは50年以上も変わっていないと言われております。命と財産を守るため住宅にも広めたいと、その開発会社の方は言っております。

本市でも特に木造住宅密集地帯においての普及啓発を願うものですが、高齢者世帯、高齢者の二人世帯においてはましてやぜひとも取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 確かに高齢者世帯となりますと、なかなかそこまで目が届かない、手が回

らないというふうなことが実態かと思えます。コンセント、感震ブレーカーに限らず、火災報知器等の設置というふうなこともあろうかと思えます。そういったことにつきましても、どんな方法、対策が必要なのかというふうなことにつきましては今後の検討課題だというふうなことで認識しております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） そうですね、なかなか全部一遍にとかというのは厳しいでしょうけれども、日ごろからそういうところのほこりなどを点検する癖をつけていきたいなと思えます。

次に、(7)の耐震診断についてお伺いいたします。

ご答弁で、これは平成20年度からいろいろな助成金を実施されているところなんですけれども、耐震診断に関しては31件、耐震改修については12件と、ちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけれども、これは平成20年度からの全部の累計ですか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 耐震診断につきましては20年度から、それから耐震改修につきましては21年度からの累計ということになっております。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 以前にこの耐震診断は、昭和56年の5月以前の木造住宅の耐震化が必要ということで、ある部分を抽出して調査なんかをしたと思うんですけれども、この件についてはどこら辺まで進んでいるのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 調査ということですから

ども、これはうちのほうで耐震診断・改修について重点地区を決めまして、ローラー作戦ということでその普及に歩いておりますが、そちらということではなくて調査というようなことでしょうか。

ローラー作戦で普及につきましては実際平成20年度から行っておりまして、地区で言いますと黒磯、西那須野地区において市街地の25地区で、その中で木造住宅468件を対象にしまして訪問をして、そういった木造の改修について普及啓発、PR等を行ってきているということでもあります。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 今、黒磯地区の市街地25地区の中をローラー作戦で歩いて468件、この468件の中に診断、改修が必要ということで腰を上げて取り組んだというのは、このケースにも入っているのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 全てではありませんが、これに含まれるものもあるということでもあります。以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） これからもこの重点地区というかを抽出してローラー作戦をして、やはり耐震診断、耐震改修、木造住宅の危険な箇所を調査していくのでしょうか、よろしく願いします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） これにつきましては、今までどおり、地区を決めまして同じようにローラー作戦という形で普及啓発を順次図っていききたいというふうに考えております。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 20年からの実績で先ほどの耐震診断が31件、改修が12件ということで、このローラー作戦で重点地区を抽出したときの468件の中にも、じゃ診断してみようか、改修してみようかという方が含まれているかもしれませんが、この500件近い中に、やはりいろいろな厳しい条件もあると思うんですけれども、そういう中において市のほうからはいろいろなアドバイスをしていただけたんじゃないかなとは思っております。

この防災対策、命を守るために大切なのは、やはり日ごろから備品を備えておくとか家具を転倒しないための防止をすとかですけれども、あくまでも一番大事なものは地震に強い建物であると言われております。

戸建て住宅を耐震化する費用の総額は全国平均で約35万円と言われているんですね。一度に全てはなかなか金額もあれなので行うことはできませんけれども、一部分からでも始められる。また、築25年以上の建物も要注意と言われております。私の家もその中に入ります。大変これはお金がかかることですが、防災は生活に取り入れて定着させることがポイントと言われております。

無理なくできる方法としてコツコツ防災というのがあるそうです。これは、毎月防災費をお給料の中から2,000円、3,000円と確保して少しずつ着実に防災対策をしていく、一度には大変無理がありますので、そういうような防災対策をしていく。このコツコツ防災のメリットは、結局、防災の意識が途切れなくというところがいいところなんだそうです。

現在は大変な地震の活動期でもあります。今後とも大規模な地震災害の発生が指摘されている中、私たちは今こそ住まい環境の安全性に関心を持って、後回しにせず向き合うべきではないでしょう

か。耐震診断、耐震改修、今後、ぜひともこの制度の普及啓発を進めていってほしいと思います。

では、次の(8)災害時のペット同行避難についてお伺いいたします。

5年前の東日本大震災でクローズアップされた災害時におけるペットの避難対策、昨年の鬼怒川の決壊でも被災者とペットの同行避難のあり方が改めて話題になりました。

ペットの避難対策については、国レベルでは環境省が2013年6月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、全国の自治体に災害時のペット同行避難を推奨、これを受けて全国各地で動物愛護推進計画などの見直しが進んでいるところです。

本市の防災計画では災害時のペット同行避難は飼い主に委ねられていると思われませんが、動物避難対策マニュアルの策定計画などはありますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（渡邊秀樹） お答えいたします。

議員がおっしゃられた環境省の通達はこのようなマニュアルだと思いますけれども、これにつきましては窓口のほうに、飼い主のほうで日ごろからの突発的な災害発生に対して対応していただくようにしているところでございます。

ご質問の市のほうでマニュアルということでございますが、それに関してはございません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） ペットの同行避難の課題は、理想と現実のギャップをどう埋めるかが大事になってくると思うんです。自主防災組織または自治会等での防災訓練の場に飼い主とペットと一緒に参加を呼びかけ、同行避難訓練を実施して

はいかがでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 自主防災組織の訓練の中にそういったものを取り入れていってはいかがかというようなお話かと思えます。

まず、先ほど来申し上げますように、年度当初の自治会長あるいは自主防災組織の代表者の方に説明を行うわけでありますが、そんな折にそういったことの内容も含めまして周知のほうを、あるいはご紹介のほうをしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 本市におきましては、避難所にペットの持ち込みは原則禁止となっておりますが、ペットの飼い主にはしつけを学んでもらい、ペットを飼っていない人、ペットが嫌いな人にも理解を広げていけば受け入れ可能な避難所もあると思えます。人と動物が共生するまちづくりのため、地域ぐるみの取り組みを支えるべきではないでしょうか。

では次、2項目めの「あいサポート運動」についてお伺いたします。

「あいサポート運動」は、地域の誰もが障害のある方とともに生きるサポーターになっていただく取り組みとして、平成21年に鳥取県独自の運動としてスタートいたしました。さまざまな種別の障害を知ることから始め、障害を知ることにより障害のある方が日常生活で困っていることを理解します。そして、それぞれの必要な配慮や手助けをできることから実践していこうという運動です。

「あいサポート」とは、愛情の「愛」、私の「I」、支え合う「合い」に共通する「あい」と、支える、応援する意味のサポートを組み合わせ、

障害のある方を優しく支え、自分の意思で行動することを意味しております。

(1)本市ではボランティアセンターにおいて福祉体験講座を行っています。その取り組み、現状をお伺いたします。

(2)本市も「あいサポーター研修」に取り組み、「あいサポート運動」を推進してはどうかお伺いたします。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 2の「あいサポート運動」につきまして順次お答え申し上げます。

初めに、(1)のボランティアセンターにおける福祉体験講座についてお答えいたします。

社会福祉協議会が所管しますボランティアセンターに確認をしましたところ、福祉体験講座は、障害のある方や支援者の講話、あるいは手話や点字の学習、車椅子の体験、高齢者の疑似体験などを行います。それらを通して単に生活する上での大変さや不便さを知っていただくことだけではなく、どうしたらその大変さや不便さが改善できるかをみずからの体験で気づき、自分たちのできることを考えていくことを目的として実施されております。

対象者を小中学生や地域住民、企業など全ての住民とし、平成27年度はこれまでに36回実施しております。

次に、(2)の「あいサポート運動」を推進してはどうかとの質問についてお答えをいたします。

「あいサポート運動」は、さまざまな障害の特性を理解し、ちょっとした手助けや配慮を実践していくこと、そのために声をかけやすい環境をつくっていくなど、障害のある方が暮らしやすい地域社会を実現していこうとするものであると理解

しております。

本年4月1日に施行される障害者差別解消法は、国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会を実現していこうとするものであります。

それらの取り組みの中では、障害の特性やどういふ配慮ができるのかなど、障害に対する市民の理解を深めていくことが重要と捉えておりますので、「あいサポート運動」も含めさまざまな取り組みを検討し、本市にとって効果的な啓発活動を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 社協の所管であるこの福祉体験講座、すばらしい講座が開かれております。27年度が全体で36回ということで、やはりこういう中で優しさ、思いやりを学ぶ講座というふう聞いております。

受講者の人数は延べ何人になったのでしょうか。また、28年度の目標もお聞きかせください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） まず、36回の受講者の人数でございますけれども、2,864人です。それから、28年度の実施の目標数については、大変申しわけございませんが、ボランティアセンターのほうには確認をしてございません。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 出前講座も行っているとのことなんですけれども、これはやはり地域、公民館単位でやっていらっしゃると思うんですけれども、小学校、中学校に出向いての出前講座などもあるのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 27年度の実績36回と申しましたけれども、基本的には小中学校が大半でございます。そういう依頼を受けました小中学校に出向いて、いわゆる出前講座という形で実施しているのが大半かと思っております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、障害者手帳の交付者数を種別ごとにお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 障害者手帳の種別ということによろしいでしょうか。

これは、今手持ちの資料が平成26年度でございますので、26年度の数字を申し上げますけれども、どのぐらい細かく申し上げるのか、例えば身体障害者何名という合計でよろしいですか、それとも視覚とか聴覚とかそういうふうに分けたほうがよろしいのでしょうか。念のために細かく申し上げます。

まず、身体障害者手帳の交付者数、26年度が4,293人です。そのうち視覚障害者の方が392、それから聴覚・平衡が413、音・言・そしゃくが29、肢体が2,200、内部が1,031、複合の方が228です。

身体障害者の手帳というのではそういうところでございますけれども、身体障害者だけでよろしいですか、知的障害等も……

〔「はい」と言う人あり〕

○保健福祉部長（松江孝一郎） では、知的障害者、これは療育手帳ということになりますけれども、療育手帳をお持ちの方合計ということで815でございます。

それから、精神障害ということで精神障害者の

保健福祉手帳ということになりますけれども、これをお持ちの方が平成26年度でございますけれども462でございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） そうすると、全体で5,500と、このぐらいの手帳を交付される方がいらっしゃると思います。この数は多いと見ますか少ないと見ますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 障害者手帳をお持ちの方の人数、5千数百になるかと思っておりますけれども、それを多いと見るか少ないと見るかというのは見方によって異なるところがあるんだというふうに思います。簡単に、どっちかだけを向いて多い少ないというのはなかなかお答えがしにくいのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） 誰もが地域の中で生き生きと暮らしていくためには、自分が理解されていることが必要ではないでしょうか。

障害については、まだまだその内容や配慮等が広く知られていないために、障害のある方がいろいろな面でつらい経験をされているという実情があります。例えば、視覚障害で白杖を使用している人は点字ブロックの上に自転車などを置いたり、そこで立ち話をしていると歩けなくて困る、車椅子を使用している人はちょっとした段差で動けなくなるがあっても無関心の人が多い、聴覚障害のある人は駅や銀行で案内や呼び出しが聞こえなくて困るなど、あくまでもこういうことを私たちは知ることが大切ではないでしょうか。知っているからこそ障害が理解できる、困っていること

もわかると思います。

この「あいサポート運動」の本当の狙いというのは、多くの人にこの障害を知ってもらうことから始まると言われております。事例ですが、埼玉県富士見市では、この運動に賛同されこの運動をさらに推進するため、昨年26年10月に「あいサポート運動」の推進に関する協定を鳥取県と結んだそうです。さらに埼玉県の秩父市、和光市、どんとんと連携し全国に広がっている状態です。

私たちが病気や事故はいつ起こるかわかりません。同様に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものです。障害者差別法が4月から施行されますけれども、この法律の施行を契機に本市も「あいサポート運動」に取り組み、一人一人が「あいサポーター」の活動を通じて誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていかうと思います。

本市にとって、これは効果的、かつ啓発運動に大きく寄与すると思っておりますが、この実施に向けてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 今、議員からもご指摘をいただきましたけれども、私のほうも最初にお答えしましたように、福祉体験講座の中では、障害をお持ちの方などがどうということが不便でということを感じ、それから自分でできるちょっとしたことにも気づいてもらうというような講座を実施していますというようなことをお答えしたところでございますけれども、議員からご提案のありました「あいサポート運動」とほぼ趣旨としては似たようなというか、通じるものがあるというふうに思うところでございます。

「あいサポート運動」という鳥取県が始めたものの、大変すばらしいものだというふうには思っているところでございますけれども、そういう要素

を入れながら、例えば福祉体験講座をさらに充実していくというのも一つの方法であるというふうに思うところでございます。

最初にお答えした答弁の繰り返しでございますけれども、本市にとってどういう方法がいいのか研究を進めながら実践をしていければというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） それでは、3項目めの高齢者就労支援についてお伺いいたします。

65歳を過ぎても働きたいと考える高齢者がふえる中、就労環境の整備は喫緊の課題といえます。シニアが輝く社会の構築には、働く場所をいかに確保し、活躍の場を提供できるかが大きなポイントになります。

(1)3月5日に、本市シルバー人材センターの設立10周年記念式典「感謝のつどい」が開催されます。高齢者の方々の健康や生きがいづくり、労働力の確保など、シルバー人材センターの役割は大きくなってきております。その活動状況と今後の取り組みをお伺いいたします。

(2)本年1月からスタートいたしました介護支援ボランティアポイント制度の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 平山啓子議員の高齢者就労支援についてお答えをいたします。

初めに、(1)のシルバー人材センターの活動状況と今後の取り組みについてお答えをいたします。

平成26年度の公益社団法人那須塩原市シルバー人材センターの活動状況でございますが、平成26年度末現在の登録会員数は773人で、5,360件の仕

事を受託し、その契約金額は4億2,459万3,538円、延べ7万7,243人が従事いたしました。県内25のシルバー人材センター中、会員数、契約金額とも第3位の実績となっております。

今後の取り組みにつきましてシルバー人材センターに確認をしたところ、会員の確保及び就業機会の拡充に努め、高齢者が長年培った豊かな経験と知識・技能を生かして就業することにより、豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに、地域に活力を生み出し、地域社会の福祉と活性化に寄与するというシルバー人材センターの目的達成のため運営していきたいとのごとでございます。

次に、(2)の介護支援ボランティアポイント制度の進捗状況についてお答えをいたします。

介護支援ボランティアポイント事業につきましては、本年1月からボランティア活動を開始できるようにするため、昨年10月にボランティアの活動場所となる介護サービス施設等の受け入れ施設を指定し、11月16日からボランティアの登録受け付けを開始して、順次ボランティアと受け入れ施設との調整をしております。

2月19日現在、介護サービス施設等の受け入れ施設の指定数は71施設、ボランティアの登録数は70人となっております。登録済みのボランティアのうち63人については受け入れ施設との調整が整い、既に48人がボランティア活動を始めております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） シルバーも、県内25シルバーの中で第3位とすばらしい実績を積んでおるところですけれども、やはり平成21年度の緊急雇用対策の政策によって会員数もかなりふえてきましたけれども、それが徐々に減少しているのが

伸び悩みの今状況だと聞いております。また、年金受給開始の引き上げによって、企業の継続雇用の利用度が会員数の伸び悩みということも聞いております。

やはり高齢者の方が生き生きと安心して自分の経験、知識、技能を生かせる就労の場がこれからは必要ではないかと思えます。

厚生労働省は、シルバー人材センターを通じて働く高齢者について、週20時間までしか働けないという規則を今回緩める方向で検討を始めました。那須塩原市の現状はどうでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） シルバー人材センターにおきます例えば派遣につきましては、週20時間というような規制がかかっているところがございますけれども、厚生労働省におきましては、そのような規制の緩和について検討するよということで、そういうことを検討をしているということは聞いているところでございます。

規制緩和におきましては、基本的には県の市町村の指定等の事務も関係するところでございますけれども、その辺の具体的な動きについてはまだ県から特段の通知等を受けてはいないところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） この規制緩和については昨年9月に検討ということだったんですけども、まだ本市においては現状の週20時間ということで働いているのが現状だと今伺いました。やはり時間制限が緩和されれば同じ職場で長く働けるようになり、従事できる仕事の種類も広がってくると思えます。

また、そういう中、シニア世代の意識を変える

必要性も問われております。過去の肩書やプライドに固執し、若い人に対して上から目線で接したり、素直な態度で相手の話を聞けずに行き詰まることも多いと聞いております。

気持ちを切りかえて仕事に臨んでいくことが大切だと思いますが、本市においてその定年世代向けの就業体験、研修事業などに取り組んでいましたら、その内容をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 保健福祉部門といえますか福祉政策といたしまして、通常60から、今、定年は延長されている企業もございますけれども、そのような方向への第二の雇用という意味合いでの就業体験というのは、福祉部門では現在行っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） あるご年配の方が言っていました。技術の後継者もできたし、これ以上は働かなくてよいと自分が思ったときが定年である、退職だ。体力がもつ限り続けたいと、そのような声も聞いております。また、新たな就業開拓ということでコンビニと提携し、コンビニで働いている60代後半の女性の声も聞きました。無事故で健康でお客様にお応えできるように、高齢の方はこれからますます頑張ってほしいと思っております。

また、先ほどの介護のボランティアのポイントですけれども、まだ事業がスタートしたばかりですけれども、やはり順調に稼働していることがわかりました。社会参加、健康増進、介護予防に多くの方にチャレンジしてほしいと思っております。

受け入れ施設でのちょっとしたトラブルとか事

故なんかはありませんでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） まだ始まって1カ月少し、2カ月弱というところでございます。まだそのようなトラブルが発生したとか事故的なことが起きたとかという連絡は受けてございません。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

○23番（平山啓子議員） ありがとうございます。みんなが元気で生き生きと活躍することを願っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◇ 齊 藤 誠 之 議 員

○議長（中村芳隆議員） 次に、4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 皆さん、改めましてこんにちは。

議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之でございます。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、那須塩原市保育園整備計画（後期計画）について。

本市では、平成27年3月に子ども・子育て未来プランを策定し、あらゆる子育て支援を計画し実施しております。中でも待機児童対策は、本市の最大の課題であるとともに子育て世代の家庭を応援するための施策として、定住促進を左右する大きな要素であると考えております。

このたび未来プランとの整合性も含めての整備計画の改訂が行われることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)現在の待機児童対策の進捗についてお伺いいたします。

(2)保育に従事する職員の数についてお伺いいたします。

(3)保育士の確保についてお伺いいたします。

(4)保育の質の向上についてお伺いいたします。

(5)今後の那須塩原市独自の保育サービスをどのように考えているかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） それでは、那須塩原市保育園整備計画（後期計画）についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、(1)の待機児童対策の進捗についてお答えいたします。

本市における国の基準に基づき算出した待機児童数は、平成27年10月1日現在で73人となっております。一方、特定の保育園への入園を希望しているなど、国の基準ではカウントされない児童数も合わせて算出しました入園待ち児童数は、同日現在で139人となっております。

本市では、平成25年6月に那須塩原市保育園整備計画（後期計画）を策定し、おおむね150人の入園待ち児童と350人の定員の弾力的運用による定員超過の解消に向けた施策を推進しております。

平成26年度と平成27年度の2カ年度で関係施設の整備等を集中的に進めており、平成27年4月時点で394人の保育の定員を新たに確保したことに加え、平成28年4月時点ではさらなる定員確保を予定しております。これにより、計画上の目標値

でございますおおむね500人の定員増を達成できる見込みとなっております。

しかしながら、ゼロから2歳児の入園希望が増加していることから、いまだに入園待ち児童や定員の弾力的運用が解消されていない状況でございます。

このことから、本計画を改定した上で、市民の皆様が安心して子育てができる環境の整備に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(2)の保育に従事する職員の数についてお答えいたします。

平成27年7月1日現在の数字となりますが、公立保育園12園における保育従事者は249人となっております。内訳としては、正規職員保育士92人、臨時職員保育士157人であります。

次に、(3)の保育士の確保についてお答えいたします。

公立保育園における正規職員の保育士の採用に関しましては、那須塩原市職員適正化計画を踏まえ、公立保育園の民営化の進展を考慮しながら、今後とも計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)の保育の質の向上についてお答えいたします。

本市では、保育所は常に保育の質の向上に取り組むよう努めなければならないとしております国の保育所保育指針に基づき、保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラムを策定し、保育の質の向上に取り組んでおります。

最後に、(5)の今後の那須塩原市独自の保育サービスをどのように考えているかについてお答えいたします。

本市においては、入園待ち児童が多く存在していることを踏まえ、まずは保育を必要とする子育て世帯に通常保育を提供できるように取り組むこ

と、また多様な保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育、延長保育等の充実及び保育の質の向上に取り組むことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

まず、本市の待機児童解消の取り組みについては、ただいま子ども未来部部长からお話ありましたとおり、大変なご尽力をいただいていると思っております。

結果、各事業者の同意を得て、スピード感を持ってここまで整備されてきました。そのことは、今回出されております改訂版のところにもしっかりと鮮明に書かれております。

そこで、500人の定員増を達成できるのにもかかわらずゼロ歳から2歳児の入園希望が増加してきたと答弁がありましたが、その理由をお聞きかせ願えればと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） おおむね500人の定員増を達成できる見込みでもまだゼロ歳から2歳児の入園希望が増加しているというところがございますが、理由として考えられるものとしては、保育の受け皿がふえたことによりまして潜在的な保育ニーズが喚起されていること、それに加えて、共働き家庭の増加や職についていない母親・父親の就労意向が高いというニーズ調査の結果が出ております。

ですので、市内における保育を必要としている子育て家庭がふえていることが主な要因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいま答弁いただきました。

確かに、述べられたとおり希望者が出てきたという現状がありまして、那須塩原市に住みながら子どもを預けて働きたい保護者の意向を酌んだ施策によってまた新たな潜在的児童を掘り起こしたということを理解いたしました。

また、先ほどの答弁の中で、各地区にある保育関連施設との連携で新たに保育定員の確保ができたはずですが、ゼロ・1・2歳の待機あるいは入園待ち児童が潜在的に掘り起こされた現状で、今後計画している計画での解消後の計算でもあと何名の待機児童が発生してしまうのか、わかるようであれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今回の改定をしました計画、議案として今回上げさせていただいておりますが、そちらの計画に掲げました各施策の推進ができる結果、入園待ち児童は解消されるということで見込んでおります。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 改訂版のほうでは、おおむね200人という数値が明記されております。6割方、西那須野地区に待機児童が寄っているということが明記されておるんですが、まず黒磯地区の待機児童についての解消の見込みはどうなるのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 黒磯地区におきましては、27年度までの保育施設の整備等によりまして需要と供給のバランスはほぼ整っていくもの

ではないかと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） おおむねとんとん、解消できる見込みであるというご答弁をいただきました。

では、西那須野地区の待機児童に関してなんですが、ゼロ・1・2歳のニーズがほとんどであると理解しているのですが、よろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 27年10月1日現在の西那須野地区における入園待ち児童84人ということで数字が出ておりますが、そのうちゼロ歳から2歳は81名ということで、ほぼそちらの年齢層で占めているというのが現状でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 81名が入園待ちあるいは待機児童であるということでよろしいですね。

それでは一つお伺いしたいんですが、公立、民営とその他も含めてなんですが、各園での年齢別の受け入れ定数について市で定めた定員等はあるのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 子ども・子育て支援新制度の施行によりまして、各園においてそれぞれの現状に合わせまして各年齢別の利用定員というのを設定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 利用定員を設定していただくということですから、その自園で、ある程度は計画できるということですのでよろしいですね。あり

がございました。

改めて、これまでの対策を講じられてきた中で  
の今現状での課題をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 改めて課題という  
ところがございますが、今回改定の計画によりま  
して主にハード面の保育施策のあり方についてま  
とめてございますので、それによりましてある程  
度ハード面での充実は図られるだろうと考えてお  
ります。

今後はより一層、ハード面も当然のことながら  
ソフト面も含めまして、両面から保育環境の整備  
を図っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 一番最初に言うのを忘れ  
て申しわけございませんでした。一括にて質問さ  
せていただきます。

課題が部長のほうから答弁ありましたとおりの  
わかりました。この現状をお伺いいたしまして、(2)  
のほうの質問に移らせていただきます。

公立での保育従事者は249人ということで、正  
職員が92人、臨時保育士が157人との内訳を答弁  
いただきました。

これ、改訂版のほうにももちろん書いてあるん  
ですが、この中の臨時保育士の部分ですが、フル  
タイム常勤換算とうたっておりますが、この説明  
をお願いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） フルタイム常勤換  
算という記載をさせていただいております。フル  
タイム勤務を8時間としまして、当然いろいろな  
組み合わせで短時間で勤務をしております臨時的

保育士もおりますので、そちらの合計を8時間で  
割り返して、フルタイム勤務に換算すると人数が  
何人になるかということで算定しております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただき  
ました。

実際には、人数としての登録は157人ではなく  
それ以上に登録されている方がいるという解釈で  
よろしいでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） フルタイム換算と  
いうことですので、換算しない形で臨時保育士の  
実人数ということになりますと206人というこ  
とになります。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 数字のほう教えていただ  
きました。了解いたしました。

続きまして、正職員と臨時保育士の仕事の内容  
についてお伺いいたします。また、仕事の内容に  
大きな差はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育士の仕事とい  
うのはいろいろありまして、当然、園児の教育・  
保育の実施とか保護者の方の対応、それからいろ  
いろな各種事務ですね、保育課程の作成とか、そ  
れぞれの子どもの様子を書き入れて管理したりす  
る児童票というのがございます。そういう事務的  
な面とか、それから発達支援児の子どもさんも当  
然いらっしゃると思いますので、そういう方々につま  
みしては個別の発達によりよい形で寄り添ってい  
けるようにという計画を立てたりもしております。

正職員と臨時の保育士の差ということでござい  
ますが、端的に言えば事務量の比重というところ

で、保育のほうの仕事のメインは当然正規職員の保育士が担っておりますけれども、臨時の保育士のほうは、そこで手が足りなくなったところの事務量の軽減を図るためにいろいろ協力してやっていただいているというのが現状でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） それぞれによって比重はありますけれども、ある程度の仕事内容は精通しているということで理解いたしました。

次に、現段階で保育士の人数は足りているのかどうかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育士の数というのは、何歳児何人につき何人の保育士ということで定数というのが決まっているものでございますので、その受け入れ人数に対しまして年齢別の配置基準というのがありますので、そちらを満たしている状況でございます。当然、臨時の保育士の方々も含めまして満たしているのが現状でございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 受け入れ基準に沿って定員は満たしているということで安心いたしました。

それでは、(3)のほうに移らせていただきます。保育士の確保についてです。

保育士の確保についてで、改訂版では、現在の正規職員と臨時保育士の比率2対1を今後1対2にしていくと明記してあります。

そこで、保育士を確保するのに当たっての条件で、全てを正規職員にするということは大変難しいということは私にも理解できております。仕事の内容も踏まえた保育のサービスを行っていく上でこの臨時保育士の存在が大きく感じられていると思いますが、考えをお聞きかせください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほどから臨時の保育士の業務についてお話もさせていただいているところですが、当然のことながら正規の職員だけでは保育は成り立っていきませんので、臨時の保育士の方々の力はとても強いところでございます。本市の保育を支えていただいているということで認識しております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今ご答弁あったとおり、臨時保育士さんの存在自体が大きく、そして正規だけでは支え切れない部分をしっかりとサポートして一緒に保育をしていただいているというご答弁をいただきました。

現時点での保育士の確保の現状をお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 現時点での確保の現状ということでございますが、先ほど申し上げましたように、受け入れ人数に対します配置基準というのは満たす形で臨時保育士にサポートをしていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 臨時保育士さん、1個前の質問で足りているのかというところでは普通に満たされているということで、確保の質問に関しても、現状としては十分現時点では確保できているという解釈でよろしいですね。

全てのケースにおいて、今後もう一人、二人と保育児を受け入れられる体制が整ってきたときに保育士の確保が難しい現状であるというところは認識をお互いに行っているところでありますが、今

は臨時保育士の話ではございましたが、民営の保育園の園長さんにお話を聞くことができましたので、中でも、実際保育士の確保は相当苦労していると、いろいろ試行錯誤しているが大変だというお話を伺うことができました。現場を知っている保育士がなかなか見つからない理由というのは何かしらのそういったわけがあるのではないかと思います。

続きまして、(4)の保育の質の向上についてお伺いいたします。

改めて、保育の質の向上とは何かをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育の質の向上ということでございますが、保育園は、保育に関する専門的な知識等を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの発達状況を踏まえまして、保育園におけるよりよい環境を通しまして養護及び教育を一体的に行うというものでございます。

当然のことながら、そのためには保育士一人一人の資質の向上とか専門的な知識、あと技術の習得を図って、保育園全体で保育の質の向上を図る必要があると考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご説明いただきました。

一つの情報なんですけど、保育の質というのは保育実践そのものであると。あと、子どもと保育者の相互利用、環境の構成など、それ以外に条件の質、クラスの子どもの人数、大人と子どもの比率、保育者の経験年数、学歴、研修等、そしてもう一つ労働環境の質、給与、仕事への満足度、運営への参加、ストレス等、こういったものを全て含め

て保育の質を捉えていくということをおある情報で見させていただきました。こういった面を捉えながら那須塩原市における保育園の質の向上を目指していっているのだと思っております。

改訂版の説明の中にアクションプログラムの内容がありました。これを受けている対象の保育士は市にある保育園全体の保育士なのか、また、認可外等々で活躍されている補助員についてはどうなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育の質の向上のためのアクションプログラムを実際に実行するところはこういった対象になるのかというご質問かと思っておりますけれども、基本的には、公立の保育園を対象としてこのアクションプログラムというものを策定しております。

しかしながら、当然、民間の保育園と福祉施設の方々にも、市のほうでこういう形でアクションプログラムというものを保育の質の向上のためにつくったということでお示しして、ご協力をいただく。

今年度が最終年度で第1期をつくっております。この後、第2期のアクションプログラムのほうを議員の方々にもご紹介するというスケジュールになっておりますので、民間の方々も含めまして全体的に本市における保育の質を向上していくということを目指して策定しております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 全体を取り込んで、那須塩原市全体の保育士の質を上げるということで取り組んでいるということで理解してよろしいですか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） すみません、対象が全ての職員かというところ、答弁漏れておりました。

当然のことながら全ての保育士が対象となっております、現在、連携保育士というのを2人、特別に配置しております、それを例えば民間の小規模の園とかそういうところで、市の保育の方針とか、小規模さんでちょっと悩んでいることとかに相談に乗ったりとかして巡回したりしております。

そういう中でも、やはり那須塩原市全体として保育の質の向上を図るということで、そういう保育に携わっている方々全てに保育の質の向上を図っていただければと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今ご答弁いただいた内容で質を上げているということですが、保育の質を上げるためにはそれ相当の経験や年数が必要になると思うのですが、現在採用されている臨時保育士さんの任期についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 本市で雇用しております臨時保育士の任期ということですが、市の臨時職員の任用に関する要綱というのがございまして、任期は6カ月ということで規定しておりますが、当然のことながら更新をしていただいて、ある程度の期間、勤め続けていただいております。以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 6カ月、半年で更新をしていくということで理解いたしました。こちらのほうは法で定められているということを知りましたので、基本的には働く、そのまま継続していた

だいているということで理解させていただきます。

この4番の中での最後の質問なんですが、就労体系の中での時間は保育所によってさまざまということですが、その保育園に入るに当たっての段階でのマッチング等はしているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 先ほど保育士の定数は足りているというお答えを申し上げたんですが、当然のことながら任期が6カ月という中もございまして、途中でいろいろ追加で募集をしないと臨時保育士さんに集まっただけなくて、なかなか新しい方が見つからないという現状もございまして。

正職員はまた別ですけれども、臨時保育士を採用する際にはそれぞれ面談をする中で、働き方、短時間で何時から何時まで働きたいとか家庭の事情でとか、そういうお話を聞きながら、就労の希望時間を聞き取りながら確認して採用をさせていただいております。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時14分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 先ほどまで(1)から(4)まで、職員の数であったり、現状であったり、確保の方法、あるいは質の向上についてお伺いさせていただきました。それらを踏まえて、(5)の今後那須塩

原市独自サービスをどのように考えているかという項目に移らせていただきます。

何点かあるんですが、那須塩原市としての今後の独自の取り組み、あるいは預けたいと思っている保護者へのそういった対応、そしてそこで働いて保育をしてくださっている先生方、その辺の視点を入れながら聞いていきたいと思います。

こちらの先ほどの答弁では、入園待ち児童が多く存在していることを踏まえ、まずは保育を必要とする子育て世帯に通常保育を提供できるように取り組むこと、また多様な保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育、延長保育等の充実及び保育の質の向上に取り組むことが重要であると考えているとの答弁でございました。

病児・病後児保育の取り組みについては、今回の予算もついておりますが、非常にスピード感を持って取り組まれていると思いますので、引き続き整備に万全を期していただきたいと思っております。

まず、その中で、先ほど申したとおり子どもを預ける保護者への行政の課題の周知、共通認識のお話です。

共働き世帯あるいは女性の活躍によりまして、出産後にもかかわらずすぐに職場復帰を果たしたい、そういった市民に対しての保育園でございませうから、これだけ整備していただいても助かる半面、整備事情もあるということで、この待機児童の問題自体をそういった市民、子どもを授かったお母さん・お父さん方に知っていただくこともとても大切なことであると、現状問題を共通認識していただくということが大切だと思っております。

これを言うときちょっと語弊があるんですが、本来であれば生まれた子どもが小さいうちは保護者と一緒にいるのがいいということでもありますが、

実際の経済状況等を考え、子どもを預けてでも働かないと、自分のうちの家計あるいは家族を養っていくために非常に大変な状況であるということ鑑みて、こういった保育サービスあるいは待機児童解消ということで国を挙げてやっていると思うんですが、預ける保護者にとって、行政側あるいは申請が来たときに受付の担当の方々が、そういった話も含めた親学的な情報をつくり上げて提供するというようなことを行っているような事実とかはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） まず、保育園の入園の受け付けをするときに親学的なものというお話なんですけれども、特に受け付けのときにはそういった形にはなっていないと思いますが、いろんな子育ての相談を受けるときに当然、どういった保育がいいのか、幼稚園がいいのかというご相談も受ける場合があります。

そういったときには、子育てコンシェルジュという者もおりますし、当然職員のほうも、子どもにとって親にとってどういう教育・保育がいいのかというお話を伺いながら保育園の申し込み等々をしていただいております。

それから、保育園に入園してからというところでございますが、当然その保護者の方々と保育園と日常、毎日顔を合わせて日常的にかかわっている中で、いろいろな困り感とか、子どもとの触れ合いの時間をとることはとても重要ですということのお話はさせていただいていると聞いております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 私のほうが無知でありながらこういうのを聞いてしまうんですが、基本的にはそういった思いを伝えたいというお話も預か

る側からの意見としてはあったものですから、預けていただいて働きに行っていただけの保護者の気持ちを酌みつつ、預けられた子どものことを思って一生懸命働いているんだよと、そういった考えを持ちながら、お父さん・お母さんがまたお迎えに来たときに子どもが一番喜ぶ、そういった形をそうやって指導していただいている、あるいは伝えてコミュニケーションをとっていただいているということをお聞きしたので、安心いたしました。

その中で、預かっている中で子どもの変化であったり保護者の変化に気づいたとき、そういったときには即座に園内等々で連携が図れる体制とかはつくられているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育園におきましては、当然毎日、子どもの健康状態とか保護者の方々のちょっと元気がないとか、そういうところにも気を配りながら過ごしているということで保育士のほうからも聞いております。

そうした中で、ちょっと子どもさんに異常を感じたとき、端的に言ってしまえば虐待とかそういうところが疑われるようなケースもございます。そういうときには、速やかに子ども・子育て総合センターと連携をとりながら、相談を受けながら、親御さんと接触しながら進めていっております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） そういった体制がしかれているということで安心いたしました。とにかく保護者と子どもの変化に気づけるのは保育士であり、受付あるいは預かる側の先生が一番わかりやすい、表情の変化にしてもわかりやすいということで、そういったところですぐに体制が整えてあるということをお聞きし安心いたしました。

保護者の面につきましては、私なりの考えでは

ございますが、預ける保護者の思いを酌みながら、ただ明らかにお互い双者がつながっているというのは、子どもがいるということの現実を常に保護者にも考えていただき、言いづらいとは思いますが、なるべくお休みの日は子どもと一緒にいてあげてくれと、そういった話をしているという話もお聞きしましたが、そういったものもしっかりと築き上げていくことが親と子の信頼関係を築き上げる一つの大きなことなのかなと思っておりますので、引き続きそういった取り組みを続けていただきたいと思います。

次に、待機児童対策を行う上で、市の計画を見ながら、まずハード面ですね、今後の予定について考えていきます。

まだ潜在待機児童がいるという話がありましたが、新たな施設をつくるとしたときの市の方向性はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 新たな施設についての市の方向性というご質問でございますが、入園待ち児童の年齢的なものとか地域的な分布を当然勘案した中で、関係します事業者の方々にご協力をいただいた上で既存の施設等を活用し、入園待ち児童の解消を図ることが基本的なものかと考えております。

当然、計画の中でもそのような視点で計画に計上して、先ほどこの計画の期間が終了すれば入園待ち児童がほぼ解消される見込みだと申し上げたんですけれども、かといって、この計画が終了した段階で全くなくなるとは当然考えておりません。

前回の後期計画もやはり完了したときには待機児童がなくなるはずということで進めてきておりましたが、先ほど来課題で申し上げたような現状、待機児童がやはりまだまだ顕在化しているという

ところもありますので、その辺も含めまして、具体的にはこの後、病児保育を併設した教育・保育施設の開設等も事業所の方々と相談しながら、そういうのも含めまして定員の確保、保育の枠の確保をしていきたいとは考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 今、部長おっしゃったとおりで、整備をすればするほど潜在の保育士が掘り起こされるという事実は今回の改訂版にも書いてありました。

第10回の子ども・子育て会議、那須塩原市版なんですけど、委員からの意見等々にもありました。ゼロ・1歳児の入園待ち児童が多い現状があるが、2・3歳児で希望の保育所や幼稚園に入ることができなくなることを懸念してゼロ・1歳児から入園を申し込む保護者がいるのではないかと、あるいは、先ほど言ったとおり、家庭で子どもを育てたくとも経済的な理由から子どもが小さいうちから保育所に預けている現状があるように感じると、こういった報告がなされております。

先ほど部長のほうからありましたとおり、新たな施設を新規で建設するに当たっては、これも改訂版のほうに書いてありますけれども、民間とのタイアップをして、手を挙げていただいて保育施設をつくるのが望ましいという行政の判断は理解しております。市の財政面から見てもそれは適正であると思っております。

この計画が終わったら待機児童が解消されると部長の答弁がありましたが、実際この計画は5年間の計画を立てているということで、最悪、5年間たてば今生まれた子どもが5歳ということになります。その現状を鑑みて、真剣に考えていただいている市の姿勢はとて素晴らしいものではありますが、この計画の中で実行に移すことで保育の量の拡大を図ると時間がかかるということ

でございます。そうすると、現在、入園待ちのご家庭はずっと待機し続けなければならない。

でも、待機児童の対策を大きな面から、あとは小さな面からでも続けていかなければならない市の現状に対して、この厳しい状況の中で市の独自の取り組みとして一つ、二つほど案があるんです。

例えば、勤め先の会社、企業名言っていないのかな、企業で働きながら預かるそういった企業的な保育ではなくて、小規模の企業あるいは小さな会社であったとしても、そこで事務作業していた方が妊娠・出産されたときに、出産を無事に終えて育休をとった後に戻ってこられる間、保育の理解をしていただける事業所があればそういった事業所に仮で人を雇っていってもらって、戻ってきたらまたその後すぐ再雇用できるようなシステムを図るためにそういった企業に補助を出す制度であったり、あるいは今、市のほうで一生懸命整備しておりますゼロ・1・2歳の待機児童が多いという中で考えるために、同じ保育園に通う3歳、4歳、5歳、こういった幼稚園に通える年齢になった園児たちを、保護者と要相談にはなるんですが、ゼロ・1・2歳の待機児童が多いがために何とか協力をしていただけないかと相談をして幼稚園等に転園していただく。

基本的に、保育園と幼稚園を判断する保護者の感覚としてはやはり値段、そういったところもありますので、幼稚園のほうがどうしてもコストがかかると感じていらっしゃる方もいます。そういったところに市としてしっかりと補助を出し、負担増なしで転園していただき、その3・4・5歳の枠であいた人数をゼロ・1・2歳に充てる、こういった方法もなきにしもあらずだと思っておりますが、こういった手法等を提案した場合、考えていただけないかどうかを一つお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 今、議員からご提案いただいたことも当然含めまして、いろいろな可能性を探りながら進めていかななくてはならないと考えております。この計画でこういう形になったからということではなくて、今回、改訂版をつくって見直したというのもその一つではございます。今までの計画で5年間過ぎていったときに定員の確保がきちんとできないであろうという見込みのもとに、今回、改訂版をつくっております。

そういったことも含めまして、いろんな可能性があるかどうかを今後当然考えながら、進めていかななくてはならないということでは認識しております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 決してこの改訂版を否定しているわけでもありません。一生懸命、市が取り組んでいながら、待機児童が実際発生してしまっている現実をどうやったらスピーディーに解消できるかという中での一案なので、これをやる、やらないは市にかかっておりますし、私が実行しようとしてもできるものではございません。

現に、西那須野地区の幼稚園4園に関しましては、認定こども園で小規模事業を行う幼稚園、あるいは保育園として機能を充実させていただける園の全てが協力体制が整っているという、今回の4月からが初めてですね。

そういった中で、先ほど一番最初にゼロ・1・2歳あるいは3・4・5歳の定員の人数をお聞きいたしました。園のほうで決めて、定数の割り振りは大丈夫だと、そういった考えがあったときに、確かに施設の充実に関してはハードルがあるかもしれませんが、先ほど言ったとおり、民間の事業

者が手を挙げて、じゃ1年かけて、2年かけてつくりましょうと言っている間を鑑みると、ちょっとの補修と、あと幼稚園の先生のやる気あるいは受け入れて、3・4・5歳の定員であったとしてもゼロ・1・2歳が10人確保できる。そういった案を考えれば、案を出してみても幼稚園の先生に聞いてみれば、それもいいねという案がありました。

実質、この改訂版に書いてあるとおり保育園の待機児童はふえているのに、幼稚園の入園児童は減っているんです。極端な話、でもその場所をかなえてくれているのは幼稚園なんですね。ですから、同じシステムで教育と保育が今それだけ差がない現状でどれだけ今どうしようか悩んでいる保護者の方を救ってあげられるか、そういった意味で言っているだけであって、思いつきで言っている感があるかもしれませんが、昔から幼稚園もあふれているのであれば僕も手の打ちようがないと思ったんですが、そういった話を考えたときに、ウルトラC的な感じにはなると思うんですが、ぜひ当たればすぐにでも、もちろん保護者の同意が必要になりますけれども、そういった手法も必ず入れておけば、あと少しの調整とか、あと少しの潜在の待機児童が解消できるといったときには必ず役に立つ。

あるいは、先ほど言ったとおり、ハード整備が整うまではそういった手法でかなえられる可能性もありますので、研究課題という話でも一旦、ループ再生、PDCAを回していただければと、実行しろと言っているわけではございませんが、数値にあらわしてみてもらいたいと思いますので、強く要望というか、取りかかっていたきたいと思います。何度も言いますが、受け入れをしていただきたい、少しでも足しになる方法としての案ですので、ぜひよろしく願いいたします。

そういった意味でハードの面も今話してまいり

ました。実際、新たなハードの施設をつくるときに問題になってくるのが新たな保育士の確保です。保育士の確保自体は先ほども申されたとおりにかなり難しい現状であり、幾ら民営の保育園園長が手を挙げたとしても保育士が集まらなければ運営はできないと、そういった現状が、今マスコミでも騒がれているとおりに、かなり厳しい状況になっていると思っております。

今回、衆議院の予算ですね、参議院は通っていないんですけれども、国が新たな補助メニューを発表いたしております。通るであろうという内容なんですけど、ちょっと内容を言うと多いんですけれども、28年度の予算でそういった保育士への待遇等々も含めて補助金のメニューをつくり上げているところがございますが、こういった補助金のメニューができ上がったとき、本市においてはそういったものを活用すると思うんですが、国が提示している保育士の定義については、公立あるいは民営全てに配属されるものなのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育士の処遇改善の交付金の部分かと思いますが、詳細についてきちんとまだ示されていない現状でお話することになりますけれども、公定価格という、民間の運営費に反映されるという話を聞いておりますので、市の保育士には直接は該当しませんけれども、当然、保育士不足でどこも苦しんでいる現状ですので、それで国のほうからそういう保育士の処遇改善というものがあれば手助けにはなると考えておまして、市のほうで活用できるものがあれば活用していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 公立にはなかなか適用ができないということで、民営のほうでやられている方の補助メニューということで理解させていただきました。また、その活用が、使えるようなものであれば市で取り上げてそれを使うということもお聞きいたしました。

仕事の内容であったり、保育士が必要である現状がこういった感じでマスコミでも取り上げられている中でも、なかなか保育士が見つからないのは待遇の面の理由もあるのではないかと考えております。

人の命を預かる職業として保育士は絶対に必要な条件になります。中でも正規職員とともに活躍される臨時職員の待遇、並びにそういった民営で働く園への補助についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 民営で働く保育士の補助等々につきましては、先ほどお答えしたとおり、国の交付金とかいろいろ活用して処遇改善に結びつけていきたいと考えております。

市の臨時職員の処遇改善ということになりますと、それは市で規定しております単価というものがございまして、当然のことながら、本市の臨時の保育士の募集をかけてもなかなか集めるのが難しいという現状の中で、単価の引き上げについては総務のほうにも協力をお願いして、単価の引き上げ等々の要望は行っているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 決していいとは言えない、そういった保育士の待遇ですね。公立保育園では多くの臨時保育士で支えられているのが現状であると、また民営の保育園も同様にこのまち全体の保育を守るために頑張っているわけです。保育士

不足と言われている今、臨時保育士あるいは民営で働く保育士の待遇面をよりよくすることが求められているのではないのでしょうか。

自治体は、臨時保育士の給料、待遇あるいは同様に民営の補助について同じ仕事内容で保育に従事しているということをしっかりと認識し、見直すべきだと考える中で、先ほど部長から総務のほうにそういった要望、要求を行っているのご答弁をいただきました。この部分の改善を考えることはできないのかお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 保育士、臨時保育士の賃金というふうなことかと思えますけれども、先ほど子ども未来部長からありましたように、子ども未来部のほうと協議をいたしまして賃金の適正化を図っているわけですが、そんな中でも、必要に応じてもちろん見直しをしているところでございますけれども、その要因となりますのは、やはり最低賃金であるとか、あるいは近隣市町の賃金状況がどうなっているのか、あるいは私たち正職員の特に初任給というようなことになりませんが、そういった動向がどうなっているのか、そこら辺を加味しながら必要に応じて見直しをしているところでございます。

実際平成26年度、月額単価でいきますと、これは常勤の臨時職員というようなことになりましてけれども、7,200円だったところを平成27年度には7,600円というふうに改定をしております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 常勤、これは保育士ですか、ありがとうございます。

改定を見直しているということで、そういった状況を鑑みて検討していただいているということ

なんです、実際の給料、お金だけの問題ではないとしても、そういった待遇の面あるいは賃金の面で上がったから保育士が集まるという確証はないんですが、今現在働いている人たちの離職の防止、あるいはなり手不足が解消されることが今後予測できることもありますし、国からも今見直して話題になっている状況でございますから、ぜひ、どのぐらいが最適なのか。

先ほど部長のほうで近隣という話がありましたけれども、確かに保育士のとり合いの話もお伺いいたしました。ただ、人数の割合を考えてください。自分たちの市でどれだけのものをどれだけ安全に守るのかといったときの最低なもの、先ほど言ったとおり人の命を預かる、そういったものでございますから、ぜひ、確かにフラットに考えることが一番いいのかもしれませんが、耳の痛い話だと思うんですが、待遇の改善に関して、毎年度というか期を短くもんでいただければと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、本市の保育園のあり方についての展望をお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 保育園のあり方の展望というところでございますが、保育所は、保育所保育指針におきまして保育所の役割として、「入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」というふうに示されているところでございます。

市政運営の基本理念として市長が述べさせていただいておるところですが、まず人が基本であると考えております。ですので、保育園にとっては子どもが優先で、保育園で過ごす中で日々楽しいとその子どもが感じられることがまず第一である

うと考えております。子どもが楽しいと感じれば当然親も楽しいと感じることができる、ひいては子育ては楽しいものなんだと親御さんが感じていただけることが一番ではないかと思っております。

子育ては大変なんだよ、いろいろなサポートがないとどうにもならないんだよという、そちらのほうイメージとして先行しているかなと思います。やはり大変なところもありますけれども、議員も実感として感じられているように、子どもに救われて自分が育っていくという部分が非常に大ききところですよ。

子どもを育てる・育てない、産む・産まないというのは個人的な自由というところもありますので、その部分にまでは言及できませんけれども、少なくとも一人の人間として親は完璧ではないという、当然、保育園や学校や地域に支えてもらいながら子育てが楽しいと親が感じられる、そのためにはまず子どもが日々楽しいと思って保育園に通えるという環境を保育士とともにつくっていったらなというところが、今現在、本市の保育の展望といたしますか、方針として考えられるところではないか感じております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

まさに子育てをしてきた話と、私も今、子育て世代でございます。そういった方々をこれから迎えるのに当たって、保育の楽しさであったり子育ての楽しさというものが十分伝わってまいりました。

先ほど申した待遇面での改善が図られないまま、待遇の改善はしているとおっしゃいましたけれども、質の向上を目指すことは、正直、難しい状況になってきているのではないかと思います。まず、園児を預かる上でその預かる方々が不安を抱えずに保育することが必要でございます、きのうも

答弁にありましたが、俗に言う安かろう悪かろうではなく、安くてよりよいパフォーマンスを期待する時代ではもうなくなってきていると考えております。

また、保育の質に関しても、正職員との仕事の差は歴然ではなく、ただでさえ人不足に陥らんとする保育の現場では、本来の子育て支援からは到底かけ離れた悪いうわさが先行しがちです。今、保育士の方々は、子どもを健全に保育する、その思いが一番にあるからこそ、毎日子どもたちを保育し、預ける保護者の負担を軽減させ、働いていただくためのバックアップをしてくれているわけです。

この問題には、今からでも早目、早目の手を打つことが、常態緩和に向かうことができる一つの方法だと思っております。保育の現場を守られている任せられる保育士の現状を理解し、手を打っていくには、所管である子ども未来部と他部署を巻き込んださらなる行動が必要であると考えております。そして、課題解決をしていくことが行政の使命であり、そこでかなう行政サービスを受けられた市民の方々が本市に住んでよかつたと思うことが定住につながっていくと考えております。

子どもそのものの子育てをお願いしているという概念を忘れることなく、単なる預ける、預かるのではなく、その保育園での信頼関係を築き上げるからこそ、その園が持つ本当の保育の質の向上につながっていくのではないかと考えております。

人を支えるのは人であり、心に余裕がなければ到底、人の面倒を見ることなんてあり得ません。その心の余裕をつくるためにも、行政のさらなるバックアップがまさに今必要になっているのではないのでしょうか。

働く家庭を支援するためにと定義はございます

が、この保育のニーズは、間接的な解釈にはなりますが、子どもからの立場で言わせていただければ、この世に生をうけて初めて受けられる行政サービスだと私は思っております。どの分野においても同じような問題はありますが、できる、できないではなく、やっていかなければ、課題解決のためにまず動き出す、そういった本市の取り組みに大いに期待を申し上げまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、2、市営住宅指定管理業務について。

本市は、民間でも十分なサービス提供能力が認められる主体が増加していること、多様化する住民ニーズに対応するため民間事業者の有するノウハウを活用することが有効な場合があることから、現在、多くの施設で指定管理者制度を活用しております。

このたびの市営住宅の管理業務についても、民間の能力を活用し住民サービスの向上と経費の削減を図るため、平成27年4月に改正条例を施行し、指定管理による業務を予定していることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)指定管理者の選定に関する現状をお伺いいたします。

(2)市営住宅管理運営業務を指定管理者にするメリット並びにデメリットについて改めてお伺いいたします。

(3)この管理業務において行政と指定管理者がそれぞれ果たすべき役割と責任についてお伺いいたします。

(4)指定管理者との情報の共有化についてお伺いいたします。

(5)市営住宅を利用されている市民への周知についてお伺いいたします。

(6)市営住宅管理運営業務については5年間の委

託期間となりますが、指定管理者の評価についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 2の市営住宅指定管理業務について順次お答えをまいります。

初めに、(1)の指定管理者の選定に関する現状についてですが、平成27年4月に市営住宅条例を改正し、指定管理者による市営住宅管理を可能としたところでございます。これを受け、平成27年6月19日から7月21日にかけて指定管理者の募集を行いました。応募者がなかったため、対象の範囲を市内から県内に拡大し、7月30日から8月20日までの期間で再度募集を行いました。

しかしながら、再募集においても応募者がなかったことから業務内容を精査し、平成28年度に再度公募し、平成29年度から指定管理者による管理運営を目指しているところでございます。

次に、(2)の市営住宅管理運営業務を指定管理者にするメリット並びにデメリットについてと(3)の管理業務における行政と指定管理者がそれぞれ果たすべき役割と責任については、関連がありますのであわせてお答えをいたします。

まず、市営住宅管理業務は大きく3つの業務に分けられ、1つ目は、入居や退去等に関する諸手続や家賃等の請求徴収事務等の入居者に関する業務、2つ目は、施設の小規模な修繕や保守管理等の施設管理に関する業務、3つ目は、総合的な管理に関する業務で、主に市営住宅の施策に関する事務や公営住宅法等に基づく諸事務であります。

このうち、1つ目の入居者に関する業務と2つ目の施設管理に関する業務を指定管理者業務の範囲と考えております。この部分において、民間の

ノウハウを活用した入居者へのサービスの向上や効率的な施設運営により経費節減が図られることが指定管理者制度導入のメリットであり、デメリットにつきましては特になくとも考えております。

指定管理者による管理運営となりましても、サービスを低下させることなく、効率化を図ることを共通の目標として、それぞれが責任を持って業務に当たることが必要であると考えております。

次に、(4)の指定管理者との情報の共有化についてですが、業務上必要な情報については、業務システムをネットワーク化し指定管理者の事務所に導入するほか、円滑な情報の共有が行えるよう、月1回の定期報告を受けるとともに意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

次に、(5)の市営住宅を利用されている市民への周知についてですが、指定管理者が決定した後は速やかに、入居者の生活に支障が生じないよう十分な周知を行いたいと考えております。

最後に、(6)の市営住宅管理運営業務についての評価につきましては、那須塩原市指定管理者制度運用マニュアルの規定に基づき指定管理者に対する年2回のモニタリングを行い、管理運営状況を向上させることを目的に評価したいと考えております。

答弁といたします。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員に申し上げます。残り時間が少なくなっておりますので、配分に注意をしながら質問をお願いしたいと思っております。

4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） 多少早口になりますが、ご理解いただきたいと思います。

それでは、この運営業務仕様書等々にしっかりと載っております、細かに聞くというよりは、

一部気になったところを何点か質問させていただきたいと思っております。

市長のほうから答弁をいただきました。

(1)につきましては理解をいたしたところでございます。公募がなかったということで、さらなる見直しを図るという観点では、よりよい指定管理につながっていくということで理解しておりますので、こちらは了解いたしました。

(2)、(3)についてです。

こちらは、ホームページにその責務の表が掲載されておりました。これダウンロードしたものです。1つ目が、入居や退去等に関する諸手続や家賃等の請求徴収業務事務等の入居者に関する業務。2つ目は、施設の小規模の修繕や保守管理等施設管理に関する業務、まさにメリットがたくさんあるということでデメリットはありませんという答弁でございましたが、デメリットがあるなら指定管理者制度にするわけがないと解釈をいたしたところでございます。

その中でも、一つ、考えられることを私の中で思ったので、こちらは質問させていただきます。

修繕費の関係です。指定管理ということは、1年間の年額が決まるわけです。そういった中で、管理者と住んでいる住民との話し合いで修繕が必要になった場合に、例えば専門業者に頼んでみたり、あるいはちょっとした修理であれば自分たちでできるものであるということになります。値段が決まっている中での運営を考えれば、支出に関してはなるべく切り詰めていくのが普通の商人、あるいはそういった考えになると思うんですが、そういった材料調達については、何か規定を定めたり定義を定めてあげたりしているものであるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。  
建設部長。

○建設部長（君島 勝） 特に細かい定めはございませんが、市のほうで修繕を行う場合にはある程度の品質が必要だということから、それらと同等のものを使って修繕等を行ってもらえるようにということで、その辺については、指定管理を受けた業者さんと密に打ち合わせをしながらやっていただけるとお願いしたいというふうには考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） その辺が直接見えないところであるということなので、ぜひ注意していただきたいと思います。

あと一つ、行政側からもし移管するときの話なんですけど、修繕部分をたくさん残しながらの引き継ぎは指定管理者にもダメージを与えたいと思いますので、逆の立場から考えた場合にはそこら辺を注意していただきたいと思います。

(4)です。指定管理者との情報の共有化についてですが、こちらさまさまな共有化について取り決めを行い、情報交換を行うという話が答弁でございました。

要は、ここで聞きたいのは情報の漏えい対策です。PCを使いながら、あるいは住まわれる住民の人とお話しをするその情報の漏えい対策については、どのような取り決めがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） こちらの情報漏えいの関係につきましては、募集要項あるいは仕様書の中にも書いてございますが、今回この指定管理をする上では、指定管理者の事務所と本庁を結びますネットワークの接続によりまして、今現在、住宅管理システムというものを使っておりますが、これらをNTTの回線を使いましてこれらで結ばれ

て使っていただくものでありまして、個人情報等の扱いにつきましては十分にそういった漏えいがないようお願いをするものでありますが、このサービスは今現在も多くの企業や自治体でも導入されておりまして、セキュリティーの高いサービスになっておりますので、こちらについては特に心配はないのかなというふうには考えておりますが、その辺、十分に注意を払いながら進めていけるようお願いをしたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいま部長から答弁いただきました。

まさにPC危機管理というものは機械対機械なので、そういった漏えい対策はできるんですが、最終的には人間の口というところもありますので、徹底したそういった指導をお願いしたいと思いません。

続きまして(5)です。市民への周知について、支障を来さない程度という答弁がありました。どういった手法で周知を行うのか、この1点をお聞かせください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（君島 勝） 今の周知につきましては、具体的にこういったことでというふうなところまでは決めておりませんが、とりあえず、まずは通知等によりまして全戸に指定管理になりますよというような通知をさせていただくことは当然考えておりますが、その後につきましては、指定管理者のほうと十分協議をしまして、場合によったら、説明会等をどういう形かやれないかというようなこともちょっと考えていきたいなというふうには考えております。

以上であります。

- 議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。
- 4番（齊藤誠之議員） 大体そういった周知の方法はわかるんですけども、指定管理業者が運営を始めますと、直接対面していた市の職員さんにかわりまして請け負った業者さんがいきなり、こんにちとは行くわけですよ。お手紙を出したところでも読まなければ意味がないので、もしこの制度を有効活用し受けた指定管理者さんのほうにも迷惑をかけないためには、ちょっと大変ですけども、今まで行っていた市の職員が直接お手紙を渡してあげたほうが安心につながりますので、その辺も酌んでいただければと思います。

続きまして、最後です。

5年間の委託契約の評価についてですが、指定管理者に対する年2回のモニタリングを行うということですが、このモニタリング以外での評価については何かあるのかをお伺いしたいと思います。

- 議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

- 建設部長（君島 勝） ただいまの評価でございますが、これは仕様書等にも書いてございます。モニタリングが基本になりますが、あとは、入居者等から市のほうにいただきます例えば苦情なり評判とか、そういったものも十分に評価をしながら進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。
- 4番（齊藤誠之議員） 今の2個目のほうを言っただけであれば私は問題ないと思っております、直接の意見ですからね。

この指定管理者制度により、今まで居住者と身近だった距離がワンクッション入ることによって広がってしまいます。業者を選定し運営を任せっきりにしないように、常に配慮が必要だと思って

おります。今まで市の担当者なら伝えられたことが、担当者がかかったことで声が上がらなくなるようなことなど、そういったものはないと思いますがそういった相談もできるような体制を考えていかなければならないと思っております。

指定管理者制度とは、公の施設の管理に関し、民間能力を活用しつつ住民サービスの向上と行政コストの縮減、さらには雇用の創出による地域の振興及び活性化などを図る目的で導入されたものであると言われております。

ここで重要なことは、先ほども申したとおり、行政がこうした公の施設の管理運営を指定管理者に丸投げする制度ではなく、あくまで行政は施設の設定者としての責任を負っていることを忘れてはならないものだと思っております。

この制度により、行政と指定管理者がそれぞれ果たすべき役割と責任を負っていく中で、指定管理者のノウハウにより行政ではなし得ないサービスがたくさん行われることを期待するものです。他の自治体では、そこに住まわれる住民の見守りについても管理業務の仕様書に入れているところもあるとお聞きいたしました。

答弁であったとおり、指定管理者による管理運営となりましても、サービスを低下させることなく、効率化を図ることを共通の目標として、それぞれが責任を持って業務に当たることが必要であるとうたわれていたように、市営住宅に住まわれる市民の方々にさらなるサービスが行われ、行政、住民、そして管理者と全てにとってメリットとなる制度となることを願い、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、3、小規模企業振興基本法に伴う本市の対応について。

平成26年6月に小規模企業振興基本法が施行され、基本計画が策定されて1年半が経過いたしま

した。

本市においても、基本計画にのっとり、地域で活躍する中小企業並びに小規模企業者への支援や育成に取り組まれていると思います。

昨年12月に、栃木県は、国の基本法施行を受け、中小企業の果たす役割とその重要性を認識し、中小企業の成長発展と小規模企業の事業の持続的な発展に取り組む必要があるとして、栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例を制定いたしました。

国の法律を受け真摯に対応し、条例化した県の対応を鑑み、本市においても本市ならではの条例を策定することで、この地域の活力であり、支えてくれている中小企業並びに小規模企業者に対する支援の確立がより明確化されると考えることから、本市においても条例を制定すべきと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田輝夫） それでは、3の小規模企業振興基本法に伴う本市の対応についてお答え申し上げます。

小規模企業振興基本法の制定によりまして、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく体系、体制の整備がなされました。

県においても、中小企業・小規模企業者の振興を県を挙げて推進していくためのよりどころといたしまして、昨年12月に、栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例を制定し、県の責務や市町との連携・協力のほか、中小企業や関係団体、金融機関等の役割を明確化したところでございます。

本市では、金融支援策や創業支援策、商工会や金融機関との連携など、国の定める小規模企業振

興基本計画に基づく施策を実施しているところであり、市の条例制定につきましては、連携する関係機関等とも調整し検討してまいりたいと考えております。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。

今の答弁の中で、本市では、金融支援策や創業支援策、商工会や金融機関との連携など、国の定める小規模企業振興基本計画に基づく施策を実施しているところであるとありましたが、現在の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田輝夫） 現在の取り組みについてのご質問でございます。

まず、金融対策についてでございますが、こちらにつきましては、総額44億円の枠の中で、6種類の事業資金といったところで市単独の制度融資を行っている、また、この融資を借りた場合にその保証料については市のほうで支援するというような取り組みを行っております。

また、創業支援についてでございますが、こちらにつきましては、商工会が実施いたします創業支援塾や、あとはチャレンジショップに対する支援を行っているところでございます。

さらに、商工会あるいは金融機関との連携施策についてでございますが、こちらにつきましては、那須塩原市中小企業融資振興会といったものを設置いたしまして、市単独制度融資の利率の協議であったりだとか、それ以外、金融に関する、経済に関する情報交換などを行っているところでございます。

また、商工会は、専門的見地から小規模企業に対して経営指導等を行うと、それも企業に寄り添

って行っていくというような役割を有しているところからしますと、商工会への運営費の補助といったことも支援策の一つではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

市のあらゆる支援の体制が進んでいることがうかがえました。市としてのスタンスを明確にし、商工会あるいは金融機関、それにかかわる団体との連携によりこの中小企業・小規模企業者の活性化に寄与していることが理解できました。

これまでの中小企業基本法は、中小企業の成長・発展を一つとくくっております。しかし、中小企業の9割を占める小規模事業者、すなわち個人事業者を初めとする従業員5人以下の事業者を小規模とし、その事業の持続的発展、また維持を正面から支援することを目的とし、本市に現在ある事業者そのものが大切な地域経済の担い手であり、財産であるということを明確にするためにこの基本法があるように、確かなしつかりとした本市の取り組みがこのまちで働いている企業の方々の末端まで伝わる必要があると感じております。

そこで、再度、条例の制定についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（藤田輝夫） 条例の制定についてということでございますが、まずは条例を制定する前段においていかに実効性のある取り組みといったものを、小規模事業者はもちろんのこと、市、県、商工会が連携して進めていくといったことが何よりも重要なのかなというふうに思っております。

関係者間のさらなる連携強化によりまして実効性のある取り組みといったものを積み重ねていくといった中で、小規模事業者であったりだとか商工会の皆さん方の意識の醸成が図られた段階で、さらなる飛躍のよりどころとしての条例制定について、その具体的なタイムスケジュールも含めて、そういうものについて検討していくのが筋なのかなというふうに思っているところでございます。

議員も先ほどおっしゃられましたが、言うまでもなく、小規模事業者というものは、地域の経済や雇用といったものを支えるとともに、地域住民の生活の維持・向上に欠かすことができない極めて重要な存在であり、パートナーであるというふうに思っております。小規模事業者の皆さんが元気になることが本市経済の元気アップといったものに通ずるものだというふうに確信しておりますので、今後につきましても、従前にも増して、まずは具体的な支援強化といったものを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

○4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

検討するために実効性のある取り組みを重ねて、小規模事業者や商工会等の意識の醸成が図られた段階で検討していくと力強いご答弁をいただきました。ぜひ関連する団体との連携で話し合ってくださいまして、国が整備した基本法、県が整備した条例を本市も整備していただけることを期待いたします。

本市が条例制定をすることで初めて一本化した体制ができ上がります。その本市の取り組む姿勢が、地域の原動力となる中小企業・小規模企業者にさらなるやる気と希望をもたらすことができると考えております。ぜひ本市で活躍する企業に有益になるような条例制定に向けた取り組みがなさ

れることを願ひまして、この項の質問を終了いたします。

これで私の市政一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、4番、齊藤誠之議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◇ 高久好一 議員

○議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

11番、日本共産党の高久好一です。

一般質問を始めます。

1、新市長の政治姿勢についてです。

市長は、昨年12月、市民の厳正な選挙によって選出されました。掲げられた公約の実現について考えを求めるものです。

(1)です。新庁舎の建設延期は、どのような計画のもとに実施するのか詳細を聞かせてほしいと思います。

(2)です。高齢者外出支援タクシー券の復活に当たり、予算の積算と市民への周知について考えを求めます。

(3)です。学ぶ環境を改善するため、待たれてい  
た小中学校の普通教室のエアコン設置はどのよう

に進めるのですか。

(4)です。東京電力福島第一原発の事故から5年、放射能から市民を守るため、放射線量が高い地域の除染と希望する子ども全員の甲状腺エコー検査の実施をすべきと思いますが、市の考えを求めます。

(5)です。市民優先のまちづくりの実現のため、市民の声をどのような方法で把握するか聞かせてほしいと思います。

以上、5点について答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 私の政治姿勢について順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の新庁舎の建設延期のご質問についてですが、建設延期につきましては、さきの会派代表質問で、公明クラブ、吉成伸一議員、志絆の会、眞壁俊郎議員にお答えをしたとおりでございます。

次に、(2)の高齢者外出支援タクシー券を復活するに当たり、予算の積算と市民への周知についての考えについてお答えをいたします。

この事業につきましては、2月29日の会派代表質問で、公明クラブ、吉成伸一議員、志絆の会、眞壁俊郎議員にお答えをしたとおりであります。平成28年度予算においては、事業開始に向けた各種の準備事務等を考慮し、8月に利用券交付、9月利用開始とし、7カ月分の助成額等を計上いたしました。

市民への周知につきましては、市の広報誌及びホームページへの掲載を予定しております。また、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センターへ事業の説明をし、高齢者からの相談等の協力を依頼したいと考えております。

次に、(3)の小中学校普通教室へのエアコン設置についてお答えをいたします。

3月2日の市政一般質問で相馬剛議員にお答えをしましたとおり、平成28年度から調査設計を開始し順次工事を進めてまいりたいと考えておりますが、工事の実施時期などの詳細につきましては今後の調査設計の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)の放射線量が高い地域の除染と希望する子ども全員の甲状腺エコー検査の実施の考え方についてお答えをいたします。

初めに、放射線量が高い地域の除染についてですが、2月29日の会派代表質問で山本はるひ議員にお答えをしたとおりであります。

次に、希望する子ども全員の甲状腺エコー検査の実施ですが、那須塩原市における甲状腺検査については、平成25年7月12日開催の放射能対策本部会議において、現時点では甲状腺検査は実施しないが、検査を希望する市民に対しては受け入れ可能な検査機関の情報について提供していくこととする。なお、今後においても、有識者の意見を聴取しながら新たな情報収集と評価による調査研究を進めるものとする旨の決定をしたところでございます。

現時点においては、新たな知見が示されておらず、また放射能対策アドバイザーの鈴木元先生からも状況は変わっていないとの意見をいただいていることから、引き続き現時点では甲状腺検査は実施しないとするものでありますが、今後の実施につきましては、国・県の動向や新たな知見により検討してまいりたいと思っております。

最後に、(5)の市民の声の把握方法についてお答えをいたします。

私の目指す市民優先のまちづくりのためには、市民の声の把握は非常に重要であります。

本市においては、これまで広聴事業として、市ホームページから意見を寄せていただく市への提言のほか、市民の皆様との直接的な対話による市政懇談会、各種計画等の策定前にその内容を公開して意見を求めるパブリックコメントなどを行っておりますが、これらについては引き続き継続して実施をし、新たな取り組みにつきましては今後の中で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

(1)の新庁舎については、会派代表で答えたとおりの話でございます。既に答弁が出ていますが、おさらいするつもりで要約してお話ししていきたいと思っております。

東京オリンピックなどの建設時期が競合するため、建設資材、人件費などの高騰による建設費の増大を避け、合併特例債の使用期限も延びることになったので、新庁舎建設を延期するという重い決断をした。このまま建設すれば計画より30%程度の建設費が膨らむとして100億円を見込んだ。今後は土地所有者から意見を聞きたいと思っている。建設再開については、何年先とは言えないが、合併度のときの約束でもあるので精査をして進めていきたい、こう答弁されています。

議会の中で、新庁舎建設の延期を主張してきたのは日本共産党だけでした。延期を求めた理由は、新庁舎の建設のための審議会、市民代表は旧1市2町から1人ずつの3人と、新庁舎建設に賛成する2,000人の新庁舎の建設に何が必要かというアンケートだけでした。新庁舎建設というときに、大きな市の予算を費やす事業に市民との協働を掲げながら、全市民を対象にしたアンケートは行わなくても大勢は把握できるとして進められてきました。オリンピックや災害復興工事、新庁舎の建

設ラッシュで建設資材や人件費の高騰時期に建設し、市民から預かった大切な税金の無駄遣いは許されないと、こういう立場から、日本共産党、私は建設の延期を求めてきました。

そこで伺います。新庁舎の建設は、今後、市民優先のまちづくりや市民と丁寧に話し合って進めていきたいと答えられましたが、市民参加の話し合いの場が設けられるという受けとめでよいのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 会派代表時の質問にお答えをしたとおりでございますが、私は、その中で、市民の皆様と新しい庁舎をつくり上げていきたいというふうに申し上げたものでございます。市民のご意見を今までもやはりきちっと聞いてきたという経過がございますけれども、今後も、そういった形で多くの市民の皆様方からの意見をいただきながら、計画の策定、そういったものに当たっていききたいというふうに考えます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひ市民の声を丁寧に受けとめていただいて進めていっていただきたいと思えます。

(2)の高齢者外出支援タクシー券についてに移ります。

予算の積算と市民への周知について考えを聞きました。多くの高齢者からの要望を受け復活を決めたと。基本的に従前と同じ、70歳以上の高齢者で交通手段のない方にタクシーの初乗り料金を助成し、外出を支援するもの、平成24年の利用の実績から算出し、事業者と契約タクシー券などの発行のために9月から実施するとして、1年間のうちの7カ月分を計上した。周知は広報やホームページ、あわせて民生委員などを使って周知してい

くという答えが出ています。

高齢者外出支援タクシー券は、廃止の計画が出たときから日本共産党はタクシー券の存続を求め署名と陳情書を提出し、継続審議を経て、敬老会を前にした市民の声の高まりの中、議会はその陳情書を賛成多数で採択しました。前市長には、市民の声、議会が採択した陳情書の重さを受けとめ、直ちにタクシー券の復活をするよう求め要請書を提出しましたが、答えはありませんでした。

こうした活動の中でわかったことがあります。市民に資格があっても、どういう人がどうしたらタクシー券が受給できるのか知らない人がかなり多いことです。

そこで伺います。

広報、ホームページのほかに、民生委員など高齢福祉課の窓口で申請すれば受け取れることを丁寧に説明する、そういうチラシをつくる考えはありますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 高齢者外出支援タクシーの助成が基本的に復活といいますか、新年度新たに始まるようお願いをしているところでございます。

詳細はまだ完全に全てを詰め切っているわけではございませんので、広報等は、周知活動はこれからでございます。その中でどういう方法がいいのか、民生委員さんとか地域包括のところにも意見を聞きながら、より効率的な、皆さんに周知がわたるような方法というのを考えていかなければならないのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） せっかく復活します多

くの市民の方が求めていたタクシー券です。資格のある方が漏れなく、高齢福祉課に来れば、申請すれば受け取れるというようなどころまでぜひ周知をお願いしたいと思います。

(3)に入ります。小中学生のエアコンの設置についてです。

答弁がありました。市は、扇風機やミストシャワーなどで暑さ対策を行ってきましたが、子どもたちが安全で快適な教室で学べるようエアコンを設置します。600万の予算を計上し、小学校から設置に向け調査をします。31校、400教室、予算は概算で8億円を超えるとの答弁が既に出ています。

私たちが学校の普通教室にエアコンの設置を求めたときは残念ながら扇風機になってしまいましたが、子どもたちの学ぶ環境が改善されることに大いに期待したいと思います。

そこで伺います。

先ほども少し出しましたが、機種、設置場所等を検討して早期に発注するとの答弁が出ています。いつから使えるのか、予定した小中学校の普通教室に設置が完了する時期についても改めてお尋ねします。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（伴内照和） 最終的にいつの段階で全て設置が終わるかということですが、これから詳細な設計調査に入りますので、今の段階でいついつということは申せないというのが現状ですが、やはりできるだけ早い時期に実施をしていきたいと思っております。

今後、調査をしていきたいということでよろしくをお願いします。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 調査ができ次第、でき

るだけ早くという答えです。了解しました。

(4)に入っていきます。放射能の問題です。

放射能から市民を守るため、放射線量が高い地域の除染と希望する子どもへの甲状腺のエコー検査を実施すべきと市の考えを求めたものです。

市の行った除染については一定の効果を上げてきたと評価しているとの答弁が出ていますが、2月27日に報道された環境省のまとめでは、那須塩原市は除染を継続としています。もう少し詳しくその継続の理由を聞かせていただきたいと思いません。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 住宅の除染につきましては、平成24年度から開始をいたしまして、3カ年、26年度でひとまず目安がついたというふうなことでありまして、平成27年度、今年度からは事業所の除染に取り組んでいるところでございます。

そんな中でも、住宅のほうにつきましては、申し込みについて忘れてしまった、あるいは新たにこちらに住宅を求めてというふうな方もいらっしゃいます。そんな方たちがやはり除染をご希望になっているというふうなことで、それについては追加して除染のほうをしているというふうな状況でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 新聞報道でもその辺が割と軽く書いてありましたので、改めて伺いました。

先に進みます。

先ほどエコー検査については、本市の放射能アドバイザーである鈴木元先生からエコー検査をするための新たな知見は見つかっていないというふうな答弁がありました。

そうした中で、関谷地区や放射能の高い地区が

依然としてあります。国は、一度行ったところは二度の除染はしないという方針です。しかし、関谷小学校周辺はいまだに0.23 $\mu$ Svを超えるという線量の高い場所があって、市民から不安の声が上がっています。

周りの未実施場所を除染して放射線量の低減化を図るという考えはありますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（和久 強） 確かに、まだ線量が高い地域、除染をやってもというようなところがございます。これにつきましては、一番初めに、24年度に実施しましたハロープラザ地区、関谷のほうになるわけですが、そういったところにつきましては、やはり除染の要望、申し込み、そういったものの率が余り芳しくなかったというふうなところも実際あるところでございます。

でありますので、今後の取り組みの一つとしてそういったところに追加の除染についてどうなのか、例えば通知を出すとかそういった取り組みも必要ではないかというふうなことで今後検討していきたいというふうには考えております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） この地域は那須塩原市の温泉への入り口と、市民が安心して暮らせるというのがやっぱり自治体の責任だと思います。こういった場所を一刻も早く放射能を低減して安心して市民が暮らせると、不安の声が上がらないという、そういう状況にしていきたいと思えます。国・県の方向を見ながら検討していくという答えも市長のほうから出されています。

先に進みたいと思えます。

エコー検査は必要があれば精査をしたいという市長の答弁に出てくるエコー検査の必要性を主張

する大学の教授と、検査をする必要はないとする市のアドバイザーの大学の教授がいます。両者とも共通していることは、今後も調査を続けるべきという点では一致しています。

そこで伺います。

市民は検査の必要性を求め続けています。市長の言う必要性があれば精査をしたいという答弁をもう少し詳しく聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 甲状腺エコー検査につきましては、今回の選挙の中で私も必要性を申し上げてきたところでございますが、今まで那須塩原市の考え方と若干違う部分がございます。その辺のきちっとした整合性を今後とっていきたいというふうに考えているところであります。

私の基本的な考え方は変わっておりませんが、今までのやはり市の考え方との乖離がありましたので、その辺についてはきちっと早急に詰めさせていただくということで今後対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ぜひ、(5)にもかかわってきますが、市長の掲げる市民優先のまちづくり実現のために、市民の声、不安の声が上がっていると、そういう中でしっかり受けとめて、市民の声に沿った施策を進めていっていただきたいと思えます。

(5)に入りますが、ニーズの把握、市民優先のまちづくりの実現のために市民の声ということで答弁をいただきました。

ニーズの把握は、アンケート、意見調査により市民のニーズに的確に応えたいと、考えを異にする人にも話を聞く対応をすると、こういう答弁が既に行われております。再質問はありません。ぜひ

ひこうした態度をしっかりと貫いていただきたいと思います。

2番に入ります。2、国保税の引き下げについてです。

国保運営が2018年度から都道府県へ移管が進められている中、本市の考えを求めるものです。

(1)他市町に比べ高い短期証の発行は見直し、資格証の発行はやめるべきだと思いますが、市の考えを求めます。

(2)です。国保財政で半分に削減された国庫負担金をもとに戻すよう求める国への要請はどのように行われていますか。

(3)です。県内市町で2番目に多くため込んだ財政調整基金を計画的に活用し、払いやすい国保税に引き下げを行い、健康診断を無料化すべきだと思いますが、市の考えを聞かせてください。

以上、3点について考えを求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 2の国保税の引き下げにつきまして順次お答えをいたします。

初めに、(1)の他市町に比べ高い短期証の発行率は見直し、資格証の発行はやめるべきについてお答えをいたします。

国民健康保険税を滞納いたしますと、市国民健康保険税滞納者対策実施要綱及び国民健康保険証交付判定基準に基づき、滞納期間や納付状況等に応じて短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付しております。なお、この国民健康保険証交付判定基準は、毎年見直しを行っているところでございます。

これらの短期被保険者証や被保険者資格証明書交付対象者には、事前に納税相談をお願いし、世帯員を含め、年齢、収入、預貯金、資産の確認を

行い生活実態の把握に努め、総合的に判断した上で交付をしております。また、通常の納税相談に加え、休日納税相談会やトワイライトサービスなど、機会あるごとにきめ細かに納税相談を行っております。

なお、1年以内に納付のある場合はその状況等により2カ月間から6カ月間の短期証を交付し、1年以上全く納税がない場合のみ資格証明書を交付しております。

納税相談の中で納税が困難な事情が認められる場合は、資格証明書にかえて短期証を交付しておりますので、税負担の公平性を確保する上でも、今後も現行のとおり継続をしていきたいと考えております。

次に、(2)の国保財政で半分に削減された国庫負担金をもとに戻すよう求める国への要請はどのように行われているかについてお答えいたします。

全国知事会、都道府県国保連合会、全国市長会等が主催し、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して開催される国保制度改善強化全国大会に参加し、国庫負担の引き上げ等国保制度の財政基盤の一層の強化を図る要望を全国の国保関係者とともに行うなどの活動を行っており、引き続き、栃木県、栃木県国民健康保険団体連合会と連携して要望してまいります。

最後に、(3)の県内市町で2番目に多い財政調整基金を計画的に活用し、払いやすい国保税にするため引き下げを行い、健康診断を無料化にすべきについてお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、歳出に対して適正な歳入となる税負担を実現するため税率等の見直しを行い、平成26年度に3.27%減税しております。平成29年度以降の税率については、平成28年度に見直しを行う予定ですが、医療費に見合った税負担を考慮して検討していきたいと考えてお

ります。

基金につきましては、高齢者の増加、医療技術の高度化などにより保険給付費が増加し、財源の不足分を埋めるために、平成27年度予算では約7億6,000万円の取り崩しを、また平成28年度予算では約9億円の取り崩しを予定しております。

なお、健康診断を無料にというご意見ですが、国保の保健事業であります健康診断、特定健康診査につきましては、制度開設以来、無料で実施しております。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） ご答弁いただきました。

(1)の再質問をしていきたいと思えます。

那須塩原市の収納率は毎年改善され、昨年6月現在89.65%で県内17位です。市の滞納世帯は15.98%、14位で、短期証の発行率は5.40%で11位、1,091世帯への発行です。

短期証はこのところ減ってきています。減った理由を聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 短期証、それから資格者証、基本的に交付をする条件は変えてございません。納付の状況ですとか各滞納者の方の状況等によるところでございますけれども、滞納というか、収納率が上がってきているということで、皆様のご理解をいただきながら納付をいただいているところが大きな要因ではないかというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 率は変えていないと、納付率が上がったせいでの改善ではないかという答えでありました。

短期証は、いつも那須塩原市は栃木県で1位とか2位とかというのが今まで常連だったんですが、ここ、先ほども言いましたように11位というところまで来ています。しかし、依然として高いというのがあります。

資格証の話も出ましたが、資格証に移ります。資格証の発行、保険証の取り上げは、本市は県平均の1.66倍の4.67%で、928世帯の取り上げが県内2位という高さで続いています。よその自治体が1位から変わっても、この2位というはずっと続いています。

そこで伺っていきます。

収納率の幅は小さくなってきていますが、確実に改善しています。県で3番目に安い医療費を維持している市民に伝えるためにも、保険証の取り上げを減らす対策が必要です。機械的な対応はしていないと聞いていますが、考えを聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答えしたことの繰り返しというふうな形になってしましますが、資格者証の交付につきましては、1年以上全く国民健康保険税の納付がない場合というのが原則でございますけれども、それでも納税相談などをきめ細かにいながら諸事情をお聞きしまして、納税が困難な状況等が把握できるような場合には短期証を交付しているというようなところもやっておりますので、やり方につきましては、引き続きこのような形で進めさせていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

収納率が24位の日光市は取り上げ1位から13位

に減らし、那珂川町は昨年も取り上げはゼロです。資格証を発行していません。保険証の取り上げは、8年連続、栃木県が日本一の大変不名誉な状況です。全国的には、取り上げても収納率が上がらず、治療がおくれ医療費がかさむため、よいことは何もないという理由からです。資格証の発行、至急に減らすための改善を重ねて求めるものです。

(2)に入ります。

国保財政で半分に削減された国庫負担をもとに戻すよう国に求める要請はどういうことで行われているか答弁を求めますと。国保の財政がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担を引き下げてきたからです。当初の50%から現在24%まで引き下げています。結果的に自治体の財政が厳しくなってきたと、保険料も上がって大変市民が苦しんでいるという状況でもあります。

国保の全国知事会代表が福田富一知事であることから、昨年も、知事とともに首長らの、半分に引き下げられた国庫負担の増額を求める要請が行われたと報道されました。2年後には国保が県ごとに統一され、市の対応は今までとほとんど変わりませんが、国からの支援金が交付される一方、保険料の決定や一般会計からの繰り入れができなくなり、国からの支援金は不足する額でしか示されていないので、行き着く先は保険料の値上げしかありません。財政基金の取り扱いについても今でも不鮮明なままです。

そこで伺います。

市独自の要請は行われていますか。国保都道府県統一化について、基金の取り扱いなど新たな情報はありますか。あわせて、国からの交付金の使い道について報道が始まっています。市の考えを聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） まず、国庫負担の増額の要請ということでございますけれども、現行で考えておりますのは、当然、要請活動は引き続きやってまいりますけれども、市単独ということではなく、県あるいは国保連合会、それから市長会等があれば市長会、そこら辺のところと連携してやっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、財政調整基金の使い方については、今、平成30年に国保が県に移行するというのか共同運営するというのかちょっと実態がまだ見えないところではございますけれども、それに向けて各種協議をしているところではございます。ただ、財政調整基金をどのようにするのかということはまだ具体的には示されていないというのが実情でございます。

それから、国からの交付金の使い道についても議論としてはこれからかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をもらいました。

(3)に入っていきたいと思います。

先ほど答弁の中に28年度に見直しを行う予定というのがありましたが、そういう受けとめでやっていきたいと思います。

そこで、さらに伺っていきます。

那須塩原市は、財政調整基金の適切な額がどのくらいあればいいと思っているのでしょうか、聞かせてください。できれば1人当たりの額で答えてくれると比較しやすいので、答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松江孝一郎） 財政調整基金につきましては、議員もご承知のとおり、医療給付費

が不測の事態で過大になった、増大した場合に備えて積み立てているものでございますけれども、これがどのぐらいあれば適正なのかというのはなかなか難しいところがございます。

まして、1人当たりという数字を出すのはもっと難しい数字で、大変申しわけございませんけれども、ここでお答えができないというのが実情かと思えます。

以上でございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

財政調整基金は、市民から預かった大切な税金を積み立ててきたものです。県内自治体、1人当たり8円という町から、那須町は31円、大田原市は県平均並みの1万6,000円台、1位の塩谷町は6万円台となっています。那須塩原市は、19億5,000万円の時点で県内平均の3.4倍、これは市のほうから出していただいた数字です。1人当たり5万円以上あります。こんなにもため込んでおく必要はありません。

先ほども国のほうの財政調整基金がまだはつきりしていないという答弁がありました。県に国保が統一されて、基金がないから多く持っている自治体は多くの負担をとというようなことになったら、なかなか責任がとれないという部分が出てきます。

財政調整基金は市民に還元するのが基本です。本市の保険料より足利が5,000円安く、栃木市は約2,000円安い、そういう状況です。3回目の保険料の引き下げと健康に努力する市民の健康寿命を伸ばすため、健康検診の一部負担をなくすべきです。近くの大田原市は無料でやっています。西那須野地区に行きますと、合併前は無料だったから無料になれば検診の項目がもっとふやせるという声が強く聞かれます。こうした市民の声にしっかりと応えていただきたいと思えます。

あわせて、健康検診の中でがん検診、まだまだ国際的な検診の率までは到達していません。那須塩原市は結構高い位置にいて、いい検診をやっていると評価していますが、進行の速い女性特有がんの検診、新しい検診法も評価が高まっています。こうした受診率を向上させるためにも無料とさせるべきです。

以上でこの項の質問は終わります。

続いて、3番に入っていきたいと思えます。3、定住促進についてです。

国は、一極集中を是正し、地域でも若者世代の就労、結婚、子育てなど住民の希望を実現する課題解決を求めています。本市で豊かに生きるための施策と考えを聞かせてほしいと思えます。

(1)です。本市の市民の転入・転出の推移とその要因についてどのように捉えていますか。

(2)です。市の合計特殊出生率は幾つですか。また、全国の人口増加市町村と比較し何が必要と考えていますか。

(3)です。ここで訂正があります。「交付金を使い」とありますが、交付金は使っていないというお話がこの自治体からわかりました。先に進みます。

子ども医療を拡充する市町村が県内にもあります。市の子ども医療の現物給付を高校生まで拡充する考えがありますか。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（片桐計幸） それでは、3の定住促進について順次お答えいたします。

私から、(1)の本市の市民の転入・転出の推移とその要因についてお答えいたします。

転入・転出の推移につきましては、平成24年は

転入者3,735人、転出者3,737人で2人の転出超過、平成25年は転入者3,622人、転出者3,723人で101人の転出超過、平成26年は転入者3,347人、転出者3,664人で317人の転出超過となっております。

要因につきましては、明確な裏づけはございませんが、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、平成23年に発生した原発事故の影響が要因の一つであると分析しているところでございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 続きまして、(2)、(3)につきましては所管いたします私のほうから答弁させていただきます。

まず、(2)の本市の合計特殊出生率は幾らか、また全国の人口増加市町村と比較し何が必要と考えているかということについてお答えいたします。

本市の合計特殊出生率は、平成26年では1.51となっており、栃木県や全国の数値と比較してもやや高い傾向にあります。人口が増加するためには、出生数が死亡数を上回る自然増と、転入が転出を上回る社会増が図られなければなりません。そのためには、子育て世代を中心とした定住促進を図ることが重要であり、若い世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、雇用対策や子育て環境の充実が必要であると考えております。

続きまして、(3)子ども医療を拡充する市町があるということに関しまして、本市の子ども医療の現物給付を高校生まで拡充する考えはあるかについてお答えいたします。

子ども医療費の助成方法につきましては、未就学児のみ現物給付を実施しており、小学生以上は償還払いとしております。現物給付対象年齢を高校生まで引き上げると、受給者の自己負担としていた分につきましても助成の対象になりますので、

助成額の総額が大きくはね上がります。

また、小学生分につきましては、現物給付とすることで県の補助金の補助率が2分の1から4分の1に引き下げられることになり、歳入となる補助金額は半額となります。それに加えまして、現物給付対象年齢拡大分の国からの国民健康保険療養給付費等負担金などの減額も行われることとなります。

以上のことから、現物給付は将来にわたり多大な財政負担を伴いますので、現段階では対象年齢拡大の考えはございません。

今後は、償還払いの申請方法の周知徹底や手続の簡素化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時59分

再開 午後 4時08分

○議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

それでは、順次再質問をしていきたいと思いません。

本市の転入・転出の推移とその要因について伺いました。24年が2人、25年が101人、26年が317人と、その要因は放射能の影響が大きいのではないかというお話でした。全国的な転入・転出の三大要因は、結婚と仕事、そして住宅の購入と言われています。

那須塩原市は、先ほど放射能の問題もやりましたが、放射能の影響という分析が出ました。放射

能の問題を省いてというのはなかなか那須塩原市では難しいのかと思いますが、これからも放射能の対策をしっかりとやっていかなければならないと思います。

その他については、結婚による転出をどう防ぐか、住宅をどう用意するか、住むところの医療機関、那須塩原市は恵まれていると、私自身もそう見えています。交通アクセスというところもこれは非常にいいと、そうした資源がしっかりあると、こう私も見えています。そういう中で、出生率が1.51と高いという答弁が出ました。

転出先については聞いていませんでしたが、転出先などの分析などもできているのでしょうか、できていましたら聞かせてほしいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（片桐計幸） ちょっと字が細かいのであれなんですけれども、今、RESASという国のほうでつくっているデータがあるんですけれども、その分析を見ますと、2014年、転出超過先の上位5地域ということで、宇都宮市、川崎市、さくら市、久留米市、さいたま市が上がってございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかりました。

やっぱり東京圏と、なぜかさくら市というのが入ってくるんですが、私のほうでも、このさくら市が、先日報道されました2015年の国勢調査で栃木県で人口がふえた市の中に4位で入っています。那須塩原市が6位、残念ながら那須塩原市はマイナス0.65ということで、先ほどせっかく出生率が高いという答弁をいただいたんですが、そういう状況が報道されています。

さらに伺っていきます。

国の人口ビジョンでは、2060年で20%減、栃木

県は200万人から24%減少して152万人になると推測されています。本市の人口ビジョンは11万5,000からどのように描かれているのか聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（片桐計幸） 人口ビジョンにつきましては国勢調査をもとにして行われております。ということで、平成22年の国勢調査をベースにしてというところしかまだないわけですが、既に今回の国勢調査の速報値の中で示されているとおり減少が始まっているという状況なものですから、ちょっと人口ビジョンの推移とはもう既にかげ離れているというところはあるんですが、人口ビジョンの中での推移ということで申し上げます、平成32年、2020年が11万7,911人、平成42年が11万4,030人、平成52年が10万7,484人というような推計となっております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 今、人口ビジョンと少し乖離が出ているというお話もありましたが、かなりのスピードで那須塩原市も減っていくと。今まで那須塩原市は減らないのかなと、私も、減らないわけではないんですがと思いつつもちょっと思ったより減っているというような、そういう感想があります。

そこで伺っていきます。

本市は、人口の減らないまちづくり、選ばれるまちづくりを掲げて早目、早目の手を打ってきたとしていました。県平均並みの人口減少という数字をどのように受けとめていますか、聞かせてください。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（片桐計幸） 減少人口ということで、

減少人口については負のスパイラルということで、経済的な影響にも大きくかかわって、最終的に財政的な面にも影響してくるということで、できるだけ人口を減らさないということが必要だろうというふうに思っております、そのために定住促進に向けた取り組みを行っているというところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 経済的にも大きな影響を受けることにかかわってくるという答弁でした。

国の長期ビジョンでは、合計特殊出生率を今の1.42から目標1.8以外、数値や説得力のある施策と展望は示されていません。今日の少子化、人口減少の原因がどこにあるのか、地方をここまで疲弊させたのは誰なのか、その真摯な総括もありません。結果的に出生率を向上させる方策にはこれさえあればというような決定打もなければ、これまで誰も気づかなかったような奇策もないと述べ、具体的には地方に丸投げしています。

2014年の合計特殊出生率は、先ほども言いましたが1.42です。2010年には748人になると予測されてきた、これは皆さんもよくご存じの宮崎県西米良という村です。出生率2.45になり、若い人や子どもがふえ、お年寄りが元気になっていると、こうレポートされています。国内の若者にブルーベリーの収穫等に來てもらい、代金も支払いながら滞在してもらって事業を10年近く続けています。こういう中で、村を気に入って移住定着する人が出てきて、結婚して子どももふえていると。村長は、人口目標を掲げてやってきたわけではない、村民の幸福度を一番の目標にしてきたその結果だと、こう答えています。

島根県の海士町や宮崎県の綾町は、離島や山間地域でも人口増を実現させています。自治体の行政権限を産業や住宅、若者定着にしっかりと生か

しているというのも大きな特徴です。

那須塩原市と同じような規模の自治体では、新潟県の上越市、静岡県掛川市など、合併して人口がほぼ那須塩原市に近い状況で小学校区別に地域づくりを計画し、策定を進めています。人々が生きていくためには、生活圏ごとに生活と産業が結びついた計画を立てる必要があります。まさに地方自治体のあるべき姿ではないかと思えます。

自治体が自治体の持っている魅力、特色、こうした財産をしっかりと磨き上げ、ないものを探るのではなく、あるものを見つけて磨くと、市長の言葉の中にも出てきたかと思えます。あるものに磨きをかけるんだというお話がありました。

こうした考え方と一致するものがあると思いますが、自治体が消滅するのはどういときだと想定していますか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（片桐計幸） 自治体が消滅するときというちょっと想定しづらいご質問ですが、人口減少ということで警鐘を鳴らしている増田寛也さん等の論からいえば、やはり若い女性が少なくなってくるという状況がそうした原因の一つになってくるというような分析がある。私らも、そういうようなことは確かにあるかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

想定外の質問でちょっと答えづらかったと思います。申しわけないです。

自治体が消滅するのは合併で自治権を返上するときだと、そんなふうに私、考えていました。地域で住民がしっかりと頑張れば消滅することはほとんどないんだというふうに私は捉えています。想定外の質問で失礼しました。

(3)に入ります。

定住促進の子育て支援のためにということで質問をいたしました。答弁は、18歳まで子ども医療を拡充すると市の負担が大きく増大すると、国からの交付金も2分の1、4分の1に半減すると、国からのペナルティーも考えなければいけないというお話がありました。

そこで、定住促進の交付金を使った場合はどういふことになるかというのは考えたことがありますでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 交付金ということで、国保の国庫のペナルティーがなくなるというお話かと思っておりますので、私のほうから関連でご説明させていただければと思います。

この交付金につきましては、平成26年度の補正ということで、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金ということで地方創生の交付金という名称で来た交付金のことかと思っております。本市では子育て応援券等に使っておりますので、国のほうでは、この交付金を使った場合には国保のペナルティーを科さないという方針が出ておりますけれども、こちらの交付金は単年度で、この後、継続するかどうかというのがちょっと見込みが立たないものですし、本市では別のほうに充てさせていただきましたので、こちらを活用するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 定住促進の交付金は単年度と、1年限りということでよろしいんですか。もう既にこれは過ぎてしまったものでこれからは対象にならないという答弁でよろしいのでしょうか。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（藤田恵子） 26年度の補正ということで交付されたものですので、例えば今年度、来年度、将来につながるかどうかというところの確定がない状態でございます。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 企画部長。

○企画部長（片桐計幸） 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金をおっしゃられているのかと思いますけれども、それは26年度の補正の対応というところのものでございます。

それで、国のほうでは地方創生関係の交付金は変わっておりまして、地方創生加速化交付金ということで行われております。この交付金につきましては、自立性や官民協働、地域間連携、政策間連携等で先駆性を有する事業が該当になるということでございますので、お尋ねの医療費等の関係は多分対象にならないだろうというふうに思っております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかりました。

国会で、この交付金を使って子ども医療等を拡充した場合はペナルティーはないよという議論は結構幅広く行われていて、これを機に拡充した地域もありますので、使えるものかという形で質問をいたしました。該当しないということなので残念と言うほかはありません。

さらに進めていきたいと思っております。

そうした国からのペナルティーやそういうのがある中でも、栃木県内でも子ども医療を18歳まで完全無料化したという自治体が、私の知っている範囲でも2つほどありました。それは塩谷町とさくら市と。

先ほど人口が増加していると、なぜさくら市な

んだという形があるんですが、そうしたペナルティーを覚悟の上で、これ18歳まで栃木県内全部使用可能ですよと、さくら市の場合は、そういうふうに説明を受けました。そういう中で、交通の便や医療なんかも合わせてそんなに、新幹線もない、高速道路もないというようなところで人口がふえているということで、住宅事情がいいのかなというのがあるくらいで、ほかはありません。

こういう自治体についてどのように見られているのでしょうか、聞かせていただけると助かります。

〔「もう一回」と言う人あり〕

○11番（高久好一議員） 那須塩原市に比べると、交通の便がそんなにいいとは思えないところで人口増があらわれています。こうしたところを那須塩原と比較してどのように受けとめていられるか聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 企画部長。

○企画部長（片桐計幸） 今般、国勢調査の速報値が出まして、ふえているところもあるわけですが、その状況を見ますと、宇都宮市を中心とした市町がふえているということからしますと、やはり宇都宮市中心というところでの人口の集積が進んでいるというふうに見ております。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。栃木県内の宇都宮市も県内では2番目に人口がふえているところというふうに出ています。その周辺ということでもございました。そういう中で人口増加と見ることができるというお話でございます。

以上でこの項の質問を終わります。

最後の4、本市の水道料金についてに入りたいと思います。

本市の水道料金は県内他市と比べ3番目に高く、

市民の暮らしを圧迫しています。

ここで訂正をお願いします。「3番目」ではなくて県内14市のうちの「4番目」です。そう訂正させてください。

市民生活を守るため、大きな要因である県水の引き下げ要請を県に行い、ひとり暮らしの高齢者のため基本の部分に10㎡の基準を設け、節水の効果がより反映できるように見直す考えはありますか、答弁を求めます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（八木澤 秀） 4の本市の水道料金について、初めに、県水の引き下げ要請を県に行う考えがあるかについてお答えいたします。

本市水道事業における水源の約4割を占めます栃木県北那須水道からの受水費につきましては、栃木県と受水市である本市並びに大田原市の三者で締結した協定書及び県条例に基づいて支払っております。

平成26年度から30年度までを期間とする現行協定書につきましては、料金計算の基礎となる総括原価等の確認などの協議をこの三者で行い締結に至ったものでありますので、引き下げ要請を行う考えはございません。

今後におきましても、協定改定等の際には、三者協議におきまして総括原価等の確認などを適切に行ってまいります。

次に、基本部分に10㎡を設け節水の効果がより反映できるよう見直す考えはあるかについてお答えいたします。

本市水道事業の現在の水道料金は、平成22年度に統一したもので、メーター口径別の基本料金に使用水量に応じた従量料金を加えた額としております。

料金統一に係る水道事業審議会の答申に、節水努力の料金への反映、必要負担の公平性確保の観点から基本水量は設定しないとされているとおり、節水意識向上を図るために、今後も基本水量を設定する考えはございません。

以上です。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 答弁がありました。

県水の引き下げのための働きかけと、使用量の少ない市民への基本部分の細分化をする見直しを求めました。

現在の水道料金は、合併後、今答弁があったとおり22年10月に統一されたものです。市の水道の使用量の約9割は一般家庭で、一般家庭の料金が上がらないようにするため現在の料金にしたとされています。料金の体系は、2カ月で20m<sup>3</sup>の単価と、それを超える場合の単価の2段階になっています。水道料金は、普及率や水源、自治体の広さや地形などの影響を受け、製造と輸送コストによって料金が異なってくると聞きました。

そこで伺っていきます。

加入金の口径100mmと150mmは、「管理者が別に定める金額」となっています。それぞれの単価を聞かせてください。あわせて、口径が大きくなるほど料金が上がる累進率と言っているのでしょうか、はどのようになっているか聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（八木澤 秀） 確かに、22年に改定したところ、100mmと150mmの加入金については「管理者が別に定める」というふうになっております。この理由なんです、今、私の段階でちょっと勉強不足でわかりませんので、ここではちょっとお答えできないということでご容赦願いたい

と思います。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） わかった時点で知らせていただけるとありがたいと思います。

口径が大きくなるほど加入料金が上がりますが、累進率は徐々に下がってくる傾向なので聞いてみました。

水道事業は、企業会計で総括原価方式で行われているとも伺ってきました。水道事業は赤字では経営できないとも言われています。

そこで伺います。

県内14市平均の供給単価は159円89銭、県内市と町の平均供給単価は161円22銭、このうち供給単価のほうが給水原価よりも安い3市6町があります。これを私は原価割れと判断しました。この中で、本市よりも安く供給している2市2町があります。必要な水を住民に安く提供した結果だと思いますが、考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（八木澤 秀） 県内には供給原価を下回る金額で提供しているというところがあるというのは承知しております。これはそれぞれの市町で考え方がやっぱりあると思うんですが、例えば本市の場合でいいますと、給水原価のほうが25年度のものでいいますと1.5円ほど下回っていると、利益が1.5円、1m<sup>3</sup>当たりですけども出ているわけですね。

ほかの町の中では100円ぐらいの開きがあるところもあります。赤字ですね。売れば売るほど赤字というところもあるわけですけども、これはやはり、それぞれの地理的要因等によってどうしても金額が上がってしまう、かといってそこまでは使用される方に負担を求めることができないと

いうことで、一般会計のほうからそういう補填と  
いうのがあるんだろうというふうに思いますけれ  
ども、基本は、公営企業会計ですからやはり独立  
採算というのが原則だと思っております。

そういう中で、私どもは適正に、安定して継続  
できるような金額を設定させていただいてやって  
いるという考えでございます。

○議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

○11番（高久好一議員） 那須塩原市は、安全な  
水を健全経営でやっていきたいという趣旨の答弁  
だったと思います。

本市の高い水道料金をもっと安くという市民の  
求めに応じての質問をいたしました。合併後、こ  
の料金体系になるときは、水道会計が赤字では  
ない中で6年を要した段階的な緩和措置を経て料  
金統一に合わせた結果、西那須野地区は下がるも  
のの塩原と黒磯地区は値上げとなるため、条例に  
は反対しました。

今後は、さらなる市民優先で払いやすい水道料  
金を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一  
議員の市政一般質問は終了いたしました。



#### ◎散会の宣告

○議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は  
全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時38分